

# フレクシビリティと政治の変容

——一九八〇年代西ドイツ労働政治のラディカル化と後退——

大黒 太郎

## 目次

はじめに

第一部・フレクシビリティと政治の変容

第一章・産業再編成の政治学——企業の役割をめぐる

「論争」

- (1) コーポラティズムの終焉——二つの見解
  - (2) フレクシブル生産の特性
  - (3) 労使双方の新戦略
  - (4) 企業をめぐる「論争」
- 第二部・(西)ドイツにおける産業と政治の再編・論争の展開

第二章・西ドイツ型コーポラティズムの構造と崩壊

フレクシビリティと政治の変容

第三章・一九七八年の意味……労使双方の新たな戦略

- (1) 西ドイツ型コーポラティズムとしての「協調行動」
  - (2) 経済危機と政府の対応
  - (3) 連合政権の崩壊
  - (4) 労働組合の危機への対応
- 第四章・一九八四年労働時間短縮をめぐる政治学
- (1) 労働組合にとつての「週三五時間労働時間短縮」——「所得の配分から労働の配分へ」
  - (2) 労働時間短縮をめぐる対立 I Gメタル戦略の困難性
  - (3) ① 政府の反対と市民の支持の低さ

## ② DGB内部の分裂

## ③ 二つのロジック——労働組合のディレンマ

## (4) ストライキと労使間妥協の性格

## 第五章・一九八六年労働促進法一一六条改正をめぐる政

## 治学

## (1) 政権交替とコール連合政権の立場

## (2) 一一六条改正の背景

## (3) 一一六条改正をめぐる政治過程

## (4) 法律改正の意味

## 第六章・一九八〇年代の帰結

## (1) 西ドイツにおける新しい妥協形態としての「分権

## 化」——協調的で安定した労使関係

## (2) 安定化のコスト

## (3) 社会のデュアリズム化と労働組合

## 第三部・西ドイツにおける経済民主主義の模索

## ・一九八〇年代労働政治のラディカルと後退

## (1) 民主主義理論の展開と現実政治の関連

## (2) 西ドイツにおける一九八〇年代の政治的展開

## (3) 企業の社会的権力の強化

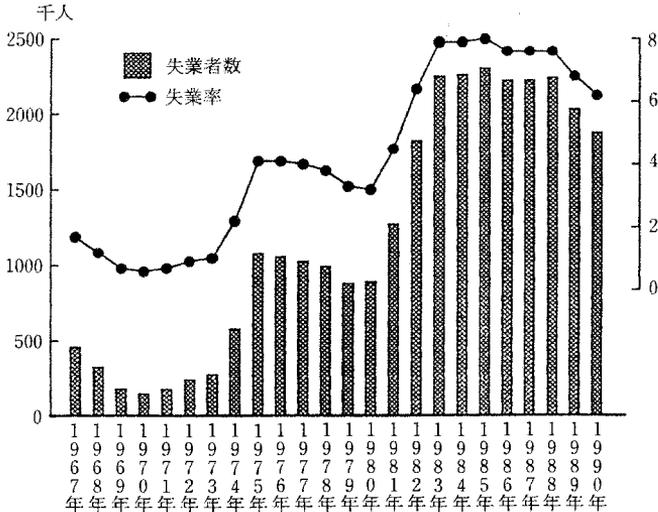
## (4) 経済民主主義の説得力の低下

## はじめに

一九九〇年代半ばの現在のヨーロッパには、新しい「情報化社会の到来」という未来的で明るいイメージと、大量失業社会という古くて暗いイメージとがともに当てはまるように見える。相互に矛盾するようにも思えるこれら二つのイメージが、なぜ、現代のヨーロッパ各国で併存しているのか。マイクロエレクトロニクスを軸とする新しい技術と産業が次々と登場して、「融合化」の進む国際経済を絶え間なく牽引しているというのに、各国で失業率が低下しないのはなぜなのか。この問いを解く鍵は一九八〇年代にある。先進各国の政治経済のその後の展開にとつて、八〇年代はきわめて重要な意味を持つていたからである。

よく知られているように、八〇年代における先進産業社会における最大のスローガンは「産業再編成（リストラクチャリング）」であった。とりわけアジア各国の世界市場への進出が自国産業の国際競争力の低下を招いたヨーロッパ各国では、産業システムの高度化が政治経済上の最大のテーマとなった。実際、マイクロエレクトロニクスをはじめとする技術革新を通じて多品種小量生産を可能とする、いわゆる「フ

## 西ドイツの失業



Source: OECD, Economic Outlook, Historical Statistics.  
1960-1980/1960-1990

「レクシブル生産」が各国企業における生産方式の主流になりつつある。七〇年代までとは全く異なった新しい産業システムが現代社会の前提となっている。

しかしながら、一九八〇年代のヨーロッパ各国は、産業再編成のうらでもうひとつの社会的変容を経験していた。大量失業の定着である。西欧諸国のなかでは比較的経済パフォーマンスのよい西ドイツですら、一九八〇年代を通して失業者数は年間二〇〇万人を超え、失業率は七パーセント前後の数字を示し続けていたのである。図1が明白に示すように、七〇年代初当のほぼ完全雇用の状態は二度にわたる石油危機を契機に終焉し、八〇年代には恒常的な高失業がドイツばかりでなくヨーロッパ各国の常識となって現在にいたっている。

西ドイツにとける一九八〇年代の政治は、八〇年代に入っ  
て顕著になりはじめたこれら二つの歴史的な変化の関わりを  
めぐって展開した、と見ることが出来る。産業再編成と失業  
のレベルとはきわめて政治的な現象である。なぜなら、産業  
の再編成とは単に技術的な革新に止まらず、企業内部の労働  
組織や雇用関係のありかた、賃金構造といった既存の労使関  
係のパラダイム転換を前提としており、それゆえ日本などと  
違つてすでに労働組合が政治的アクターとして影響力を發揮  
し続けてきたヨーロッパ各国では、産業の再編成が政治的な  
論争の軸になりえたからである。実際、一九八〇年代に各国

で次々と登場した新自由主義政権が、「転換」や「労働市場の規制緩和」などを政策課題として登場し、労働組合と対立しながら政権を維持しているという事態はこうした状況を反映している。西ドイツでも、産業再編成をめぐる一九八〇年代半ばの政治的対立はきわめて厳しいものとなったのである。

本論文は、世界経済の融合化とテクノロジーの高度化を前提とした産業の再編成が、通常の景気循環の一過程であるというよりも、より構造的で歴史的な社会変容を促しており、今後の社会のあり方をめぐる「論争」が一九八〇年代の西ドイツにおける政治の展開を特徴づけている、と論じる。第一部は、実証研究に入る前の理論的な導入部に当て、比較政治研究における新たな展開を紹介しながら、一九七〇年代半ば以降の先進産業諸国で明らかとなった変貌する政治経済の対立軸を明確化する。その中で、「フレクシブル生産」の要請が企業の役割をめぐる「論争」を招いたことを明らかにする。雇用者団体や労働組合、そして各政党などの社会諸勢力は、産業再編成の中で企業がいかなる役割を果たすべきかという問いに対してそれぞれ独自の将来社会のヴィジョンを提出し、それらを競わせたのである。

第二部では第一部を受けて、ドイツの政治経済の一九七〇年代以降——とりわけ一九八〇年代の時間短縮闘争と労働

法改正問題の展開を跡付けることによって、「論争」とその帰結を実証する。一九八四年ストライキと一九八六年の労働法改正時の政治的対立は、企業の役割をめぐるきわめて厳しいものとなったにもかかわらず、その後の労使関係はきわめて安定的なものとなっている。このことは、一九八〇年代半ばに労使双方のヴィジョン論争に一種の「妥協」が成立したことを意味している。しかしながら新しく成立したこの妥協は、労働組合が雇用者主導の産業再編成ヴィジョンを大枠で受け入れるものとなっており、労使関係を安定化させて企業の国際競争力の回復に寄与した一方で、労働運動の保守化と分断化をもたらしつつあることを明らかにしたい。西ドイツにおける産業再編成をめぐる論争は、企業の社会的権力を強化するという結果に終わったのである。

第三部では、一九八〇年代の西ドイツ政治の展開を同時期の民主主義理論の新展開——「経済民主主義」の模策——と関連づけ、ドイツ社会で進みつつある変容を明らかにして本論文の結論とする。

#### 脚注

- (1) 杉本昭七「現代世界経済の転換と融合」(同文館 一九九三)。  
 (2) Michael Piore and Charles Sabel, *The Second Industrial Divide: Possibilities for Prosperity* (Basic Books, 1984). (山内

増ほか訳『第二の産業分水嶺』筑摩書房、一九九三年)

Horst Kern and Wolfgang Schumann, *Das Ende der Arbeitslosigkeit?* (C. H. Beck Verlag, 1984)

(3) 産業再編成や失業といった「経済現象」が政治的なストラテジーの帰結であると考えるのは比較政治学の基本的な見方である。

(4) Scott Lash and John Urry, *The End of Organized Capitalism* (The University of Wisconsin Press, 1987).

(5) Christopher Allen and Jeremiah Riener, "The industrial policy controversy in West Germany: Organized adjustment and the emergence of meso-corporatism," in Richard Foglesong and Jeel Wolfe (eds), *The Politics of Economic Adjustment: Pluralism, Corporatism and Privatization* (Greenwood Press, 1989).

## 第一部 フレキシビリティと政治の変容

### 第一章：産業再編成の政治学——企業の役割をめぐる

#### 「論争」

第一章は、第二部以降の西ドイツに関する実証研究の導入部とし、一九八〇年代の先進各国における最大のテーマとなった産業再編成が労使間でいかなる対立構造を生み出したのかを明確にしたい。以下で私は、この対立を産業再編成の進め方に関する「論争」と捉えたいと思う。そしてこの論争の核心は、再編成を進めるにあたって企業の自立性を高めることを優先するのか、失業問題の解決などのより「高次の」目的を企業の自立性に優先させるのか、という企業の役割に関する論争であった、と論じる。それゆえ一九八〇年代の対立は、七〇年代までのケインズ主義経済運営とマクロコントロールに依拠した「コンセンサス政治」とは異なつて先進産業社会の基本的構成自体を争点とするものであり、その後長期にわたつて大きな影響力を残すことになる重要な転機であった、と論じる。事実、一九八〇年代のドイツにおける政治経済の展開は一九七〇年代的なコンセンサス政治が完全に終焉し、社会が厳しい対立を伴う新たな段階に入ったこと

を示していた。新しいテーマが社会的「論争」へと発展しつつあったのである。

### (1) コーポラティズムの終焉——二つの見解

西ドイツをはじめとするヨーロッパ各国は、一九七〇年代半ばまで持続的な経済成長の下で政治的な安定を享受してきた。「戦後の枠組 (postwar settlement)」と *被称する* (1) の政治社会構造が「コンセンサス政治」の名でも呼ばれてきたのは、社会勢力としての労使双方が政府の協力の下、互いの主張と行動を抑制し合いながら、経済発展／政治的安定のために相互に協力し合うものであったからである。この「コンセンサス」を保証する制度的中核として登場したのがマクロコーポラティズム的な利益調整システムであり、とりわけヨーロッパでは社会政策を政策課題とする労働組合と社会民主主義政党の政治戦略として積極的に模索され、北欧諸国や西ドイツなどでは「スウェーデンモデル」や「ドイツモデル」の制度的中核に置かれてきたのである。実際このシステムは、経済成長とインフレの抑制、福祉政策の拡大などの政策目標を矛盾させることなく維持することに寄与してきた。

しかしながら、一九七〇形代も半ばに入ると、世界市場での日本企業の進出や新興工業諸国の台頭に加え二度にわたる石油危機が、ヨーロッパ経済の地位低下と失業問題の深刻化

を引き出すなど、全く新たな経済状況が出現するとともに、一九八〇年を前後して各国で次々と現職の社会民主主義政権が経済のコントロール能力を失いながら後退し、新たに新自由主義政権がかつての政策の見直しを迫って登場するなど、政治経済的な安定の時代は完全に過去のものになったと見なされるようになったのである。それゆえ、こうした状況のなかで、「戦後の枠組」の中核とみなされてきたコーポラティズムの終焉が、過去との断絶と新たな時代の到来のしるしとして論じられ始めたのは当然のことであったと言えよう。

しかしながら、コーポラティズムの崩壊に関して比較政治学者の間で共通の解釈が存在するわけではない。フォルカー・シユナイダースは、コーポラティズムの危機をめぐる解釈に二つの異なった流れが存在することを指摘した。彼によれば、第一の解釈とは、戦後の枠組とコーポラティズムを崩壊させたのはコーポラティズム諸制度に対する雇用者の側の新自由主義的な攻撃の結果である、とする見方である。この議論は、一九七〇年代半ば以降の高い失業率が労働の経済的地位を弱体化させ、集権的な団体交渉に対する雇用者の関心が低下する、と論じている。市場の変動を前提とするならば、労使の集権的交渉は与えるもののみ多く、得るものが少ないとの雇用者の認識変化が市場への回帰を要求する、というロジックである。これに対する第二の解釈とは、コーポラティ

ズムの危機を、先進資本主義諸国の経済構造における根本的に構造的なシフトと関連づける見方である。この見解は、ピオーレとセイベルが一九八四年に出版して注目を浴びた著書『第二の産業分水嶺』の概念と密接に連関しており、大量生産パラダイムの危機が社会システムとして戦後の繁栄と安定を保証した調整メカニズムの危機と連動している、と論じている。この理論の論じるところによると、生産能力と総需要のバランスを維持するためのマクロ社会制度としてのコーポラティズムは、新しいテクノロジの導入を前提とした「フレキシブル生産」には適合しないのである。

両者の見方は必ずしも両立しないわけではないが、危機の背後で何が起っており、雇用者や労働組合はいかにその変化に対応するのかという点に関して異なった解釈が生じている。第一の解釈に従えば、失業の増大による労働市場内部での立場の逆転が、雇用者側の攻撃とそれに対する労働組合側の抵抗を帰結した、という構図を浮かび上がらせると同時に、いざれ経済成長が回帰するならば以前のシステムへの復帰が可能になるうとの含意をも持っていた。それゆえ、現在の段階での両者の対立は、市場への回帰（雇用者）か現状維持（労働組合）かという争点を軸に展開すると想定されてしまうのである。しかしながら、一九七〇年代以降の先進産業社会の政治経済を理解する場合、循環論的な第一の見解だけを強調

することは、現実の展開とその意味を見落としかねない。

第一の見方とは対照的に、第二の立場を採るピオーレ／セイベルやアレンドらが強調するのは、大量生産システムとコーポラティズムの崩壊が、第一に、循環的なものではなく構造的なものであること、第二に、それらの崩壊が構造的なものであるがゆえに、労使双方はコーポラティズムの利益調整にかわる新たな戦略を模策するであろう、というものである。

それゆえ労働組合も、雇用者の一方的な攻勢からコーポラティズムを防衛するのではなく、むしろそれにかわる積極的な戦略を模策することが可能となっている。たとえば、新しい技術の導入は「労働生活の人間化」を実現する可能性を高めうるし、労働時間の大幅な短縮を可能にするかもしれない。「戦後の枠組」やその一部としてのマクロコーポラティズムは現在意味を失ったが、労働組合が変貌する経済的文脈の中で新たな戦略を提出し、フレキシブル生産における主導権を手にすることで、「ポスト・コーポラティズム」の世界を労働者と組合にとつての新たな機会にしようることを彼らは指摘したのである。

こうした見方は、一九七〇年代以降のドイツ政治経済の展開を理解する上で重要な枠組を提供している。たとえば西ドイツでは、「労働の人間化プロジェクト」「労働時間短縮によるワークシェアリング構想」といった、戦後の枠組を超えよう

とする一連の積極的な試みを模策する労働組合の動きが実際に社会／政治的対立を引き起こしたのであり、労働組合は単なる現状維持と抵抗のための勢力ではなかったからである。

そこで次に問題になるのは、ポスト・コーポラティズムの時代が一方的な「攻勢対抵抗」という枠組で理解できず、労使双方にとつて新たな戦略と可能性の展開と捉えられなくてはならぬ、大量生産の崩壊と「フレキシブル生産」への移行がなぜ労使双方の新たな戦略の模策につながっているのかを論じる必要がある。しかしながら、その前にフレキシブル生産の特性について簡単に触れておかなければならない。

(2) フレキシブル生産の特性

フレキシブル生産という概念は、ピオーレとセイベルの著書(第二の産業分水嶺)やケルンとシューマンの著書「大量生産の終焉?」と関連している。彼らは、新興工業諸国の登場と新しいテクノロジーの開発という二つの要因が、先進各国における産業の再編成を促していると考えた。その方向性とは、標準化され価格競争的な生産物を大量に生み出す「大量生産」方式から、多品種で品質競争的な生産物を生み出す「フレキシブル生産」への転換である、と捉えられる。新興工業諸国からの安価な商品の流入が先進各国の企業を圧迫し、テクノロジーの開発が新しい生産方式の採用を可能にす

るといふロジックである。シュトレックとゾルゲが作成した以下の表がフレキシブル生産の特性を示しているが、クラフト生産(2)と大量生産(3)の再編成と捉えられるフレキシブル生産(4)——ピオーレとセイベルの用語を用いれば「柔軟な専門化」——への移行は、技術革新が決定的に重要な要因となっていることが理解できよう。それゆえ、フレキシブル生産への企業戦略の転換が、世界市場の激化する競争の中で高賃金を容認せざるをえない先進国企業の生き残りのための唯一の戦略となつている。

	標準化／価格	多品種／品質
小量	特殊な部品生産 (1)	クラフト生産 (2)
		↓
大量	大量生産／ フォーディズム	(4) フレキシブル 生産／「柔軟な 専門化」

マイクロエレクトロニクス技術を軸とした新しい技術の導入は、多品種で品質競争な「フレキシブル生産」への移行を可能にする。この生産方式は、絶えず変化し続ける需要構造に対応し、また新たな市場開拓の可能性を高めるものである。しかしながら、これらの可能性が現実のものとなるためには、新しい技術が最大限生かされることが前提とされており、そのためには

労使関係が新しい生産のあり方に適応させられなければならなくなっている。これは既存の労使関係の質的な転換を意味しており、狭く定義された単純労働、階層的コントロールといったものにかえて、労働者の仕事への取り組みを高め、自己規制的で自律的な決定を行なう責任を分担するような生産組織、また市場の動向にフレキシブルに対応する人員配置政策などが、企業戦略の転換として進められつつある。

### (3) 労使双方の新戦略<sup>13)</sup>

労使関係の質的転換に対する雇用者主導の戦略とは、個別企業の自立性を高めようとするものである。すなわち、フレキシブル生産への転換は集団的なプロジェクトとして展開されるのではなく、むしろ個別企業の経営戦略として展開されるのである。彼らは、フレキシブル生産の前提となっている企業内部の組織再編や新技術の導入といった新たな必要性は今までのようにマクロレヴェルにおける数量的調整——コーポラティズム——によってはコントロールすることはできず(また望ましくもない)、それらはすべて個々の企業の自由な決定に任せられるべきである、と主張して労使関係の「分権化」を要求していく<sup>14)</sup>。一九八〇年代のヨーロッパ各国の雇用者団体が、産別労組との協約が個別企業のフレキシビリティ追求の要請を妨げる「硬直性」となっていると主張して

コーポラティズム諸制度に対する攻勢を強めたのはこうした文脈から理解することができよう。

「戦後の枠組」に対するこうした攻撃は、雇用者側に有利なものとなっている。なぜなら、労働組合はマクロコーポラティズムにおいてその組織力の強さを政治的パワーにすることができのに対して、個々の雇用者にとつては、雇用者団体の組織力の弱さがその強きの源泉となっていたからである。要するに「フレキシブル生産」は企業経営者の関心をサプライサイドに向けさせ、企業の競争力と収益回復のために政府や労働組合との「妥協」の必要性を生じさせないで独自に経営戦略を構築することを求めたのである。

ケインズ主義経済政策の有効性が疑問視され、サプライサイド経済学がこの時期流行したのは根拠のないことではない。また、一九八〇年を前後して各国で登場した新自由主義政権が、労働市場の規制緩和や「柔軟化」を主張したのも、こうした変貌する政治経済的文脈から理解される必要がある。雇用者や新自由主義派の経済学者、政策決定者たちにとって経済停滞の根源とは、国際競争の激化とテクノロジの高度化という現代的な潮流の中で労働組合の存在がきわめて「硬直的で時代遅れ」の制度と化していること<sup>15)</sup>にあった。彼らは、労働組合が労働条件に関してマクロレヴェルで統一的に課そうとする基準は、個々の企業が市場の動向にフレキシ

ブルに対応することを妨げており、企業の自立性を回復しなければ経済の回復はない、と主張していたのである。彼らの主張の核心は、企業経営を労働組合などの影響力を排除して自立的に進めようという点にこそある。雇用者の新しい戦略は、この意味で企業経営権 (managerial prerogatives) の回復過程となっているのである。

こうした雇用者の主張と真つ向から対立するように、労使関係の質的転換に対する労働運動主導の新戦略は企業経営に対する参加権を要求するものとなっている。社会全体に大きな影響を与えかねない企業戦略の転換に対し、直接参加することを労働組合は求めようとしたのである。こうした戦略は、一九七〇年代までの労働組合戦略とは全く異なつたものとなつている。

社会民主主義政党と労働組合の戦後戦略として一定の成果を収めてきたマクロコーポラリズムが、変貌する経済的文脈の中で事実上意味を失つているということは一九七〇年代末にはすでに各国で明白なものとなつていた。事実、近年の比較政治研究は、コーポラリズム的な利益調整システムが変貌する経済状況の中では当初考えられたようなポジティブな経済実績をもたらしていないことを明らかにしてきた。たとえば、労働組合の集権度や賃金抑制政策と失業率との間には有意な関連が見られない、というサーポーンらの研究がこ

れである。彼らが明らかにしたのは、産業再編成の進行という新しい潮流の中で経済構造自体が変化しつつあり、労働組合がこれまで依拠してきたケインズ主義的な財政政策や賃金抑制は、景気の回復や失業問題の解決には役立っていない、ということだつた。

しかしながらコーポラリズムの崩壊に関する第二の見解が強調していたように、労働組合は変貌する経済状況の中で「かつての」政策の防衛に固執し続けたわけではない。戦後の枠組の有効性が完全に崩壊して経済危機と産業の再編成が進む中で、労働組合が完全雇用の達成、労働者の生活水準の向上、平等の追求といった目標を維持しようとするなら、これまでのマクロ経済運営を超えた新たな戦略を構築する必要があることは明白だつたからである。このことは戦後労働運動の強さと弱さ、すなわち、労働組合は労働者利益の代表者としての一定の地位を確保している一方で、その影響力の基盤はケインズ主義的な国民経済全体の運営というマクロ領域に限られてきたという立場を的確に反映していた。というのは、戦後一度も労働運動のパワーが制度化されなかつた日本などとは対照的に、ヨーロッパの労働組合は社会において一定の影響力を発揮してきており、産業の再編成を政治的争点とするだけの強さを保持している一方で、産業再編成の中核となつた企業というミクロレベルではこれまで実質的な影

響力の基礎を欠いてきたからである。

企業の経営戦略の転換が社会全体に多大な影響を与えていることが明らかになるにつれて、労働組合は自己の影響力をマクロな国民経済の運営ばかりでなく、企業の経営戦略に対する介入をも視野に入れた新たな戦略を構築してそれを争点化しようと試みた。すなわち労働組合は、フレキシブル生産の必要性に対応して独自に再編計画を進めようとする雇用者に対して、その再編計画への参加——左派サブライサイド戦略ともいうべき——を求めたのである。労働組合は変貌する経済の現実の中で生き残りをかけて新たな戦略を構築しなければならず、その試みに成功するならば社会においてかつて以上の影響力と成果とを手にできる反面、その実現に失敗するならば新たな影響力どころかかつての成果をも失いかねない、というアンビヴァレントな状況にこの時期立たされたのである。しかしながらこうした労働組合の立場は、経営権の拡大を図ろうとする雇用者の戦略と真つ向から対立するものとなっており、産業再編期の政治がきわめて厳しいものになることを予告していたのである。

#### (4) 企業をめぐる「論争」

大量生産からフレキシブル生産への移行は、戦後のコンセンサスを崩壊させ、労使双方を新たな対立へと導くもので

フレキシビリティと政治の変容

あった。前節の議論からすれば、産業の再編成の進め方に關する労使双方と新戦略には、相互に排他的な対立関係が存在していることが明白である。雇用者は産業再編成における企業の自立性を高めようとし、労働組合は失業の克服や平等の確保といった「より高次の」目的のために企業の自立性を奪おうとしたからである。それゆえ、この対立はゼロサム的な色彩がきわめて強いものとなっている。

しかしながらゼロサム的な労使間の対立とはいっても、どちらかの戦略の論理的説得力が他方よりも劣っているというわけではない。というのは、客観的状況の変化はいくつものオルターナティヴを提供するからである。説得力とは戦略に内在的なものではなく、むしろ政治的に後から作りだされていくものである。すでに明らかにしたように、ポスト・コーポラティズムの展開は一方的な「攻勢対抵抗」という枠組では捉えることができない。むしろ、一九八〇年代の政治の展開は、労使双方がそれぞれに説得力のある独自の戦略を提出して争った過程と捉えることができる。そして、対立からいかなる帰結が導かれるのかは、社会の権力関係を強く反映した政治の展開に依拠しているのである。

しかしながら両者の対立はゼロサム的であるため、一度何らかの形で対立に決着がつくと一方の説得力が高くなり、他方の説得力が低くなるという現象が起きる。当初はどちらの

戦略も説得力があったにもかかわらず、政治的帰結が一方の説得力を低下させるというロジックである。一方の説得力の喪失は後から作り出されたものであり、その可能性が次第に遠のいた後でそれが必然的であったかのように見えるにすぎないのである。そして、一度決着がついてしまうならば、その他の様々な争点が新たに成立した枠組の中で処理されることになり、当初の可能性はますます遠のくであろう。

このように考えてくると、産業の再編成という一九八〇年代の新しい争点をめぐる労使対立を「論争」という形で捉えることは有意義であると思われるのである。第二部では、(西)ドイツの一九七〇年代以降の政治的展開を跡付けることによって、西ドイツにおける「論争」の生起と帰結を裏証していく。

## 脚注

### 第一部／第一章

- (1) Mark Kesselman and Joel Krieger, eds, *European Politics in Transition* (D. C. Heath and Company, 1987)
- (2) コーポラティズムについての文献は数多いが、シエムッターのコーポラティズム概念の発意が重要であろう。Philippe Schmitter, “Still the century of corporatism?,” in G. Lehbruch and P. Schmitter, eds, *Trends towards Corporatist Intermediation* (Sage, 1979) からidem, “Interest intermediation and regime gover-

nability in contemporary Western Europe and North America,” in Suzanne Berger, ed, *Organizing Interests in Western Europe* (Cambridge University Press, 1981) を経て、idem, “Democratic theory and neocorporatist practice,” in *Social Research* (winter, 1983) からidem, “Corporatism is dead! Long live corporatism,” in *Government and Opposition* (vol. 24, no. 1, 1989) に至る変遷に注目。

- (3) Lash and Urry (1987), op. cit.
- (4) Volker Schniders, “Krise der Massenproduktion, technologischer Wandel und Gewerkschaftspolitik in der Bundesrepublik: Eine Skizze”, この論文は未刊行論文であるが重要な示唆を与えるものであったので本論文を紹介した別の文章に依拠している。Kathleen Thelen, “The politics of flexibility in the German metalworking industries”, in Miriam Golden and Jonas Pontusson (eds), *Bargaining for Change: Union politics in north America and Europe* (Cornell University Press, 1992).
- (5) こうした立場から一九七〇年代以降の先進各国の政治経済を理解する研究として、Peter Gourevitch, Andrew Martin, George Ross and Stephen Bornstein (eds), *Union and Economic Crisis: Britain, West Germany and Sweden* (George Allen and Unwin, 1984) 田口寛久治編『ケインズ主義的福祉国家：先進六カ国の危機と再編』(青木書店、一九八九)
- (6) Piore and Sabeo (1984) op. cit.
- (7) 賃金抑制による労働コストの抑制という考え方が労働の数量的概念を前提していることを考えるならば、大量生産とマクロ調整システムとしてのコーポラティズムの相互関係が明らかになる。Paul

Windolf, "Productivity coalitions and the future of European corporatism", in *Industrial Relations* (vol. 28, no. 1, 1989).

- (8) 社長的な立場を採る論者の多くは現在でもこうした枠組で現実を理解しがちである。本論文は、新しい争点の登場を強調するものである。
- (9) Piore and Sabel (1984) *op. cit.*, Robert Boyer (ed), *The search for Labor Market Flexibility: the European Economy in Transition* (Clarendon Press, 1988) (井上藤夫訳『舞臺の大転換: E.C.統合下のヨーロッパ経済』藤原書店、一九九二年) Charles Sabel, "Struktureller Wandel der Production und neue gewerkschafts strategien", in *Prokla* (vol. 62, 1986), Christopher Allen, "Trade Unions, worker participation and flexibility: Linking the micro to the macro", in *Comparative Politics* (vol. 22, no. 3, 1990).
- (10) Wolfgang Streeck, "Neo-corporatist industrial relations and the economic crisis in West Germany", in John Goldthorpe (ed), *Order and Conflict in Contemporary Capitalism* (Oxford University Press, 1984) (注: シュテック「ネホコーポラチスム的労使関係と経済危機——西ドイツの場合」稲上毅ほか訳『収斂の終焉: 現代西欧社会のコーポラチスムとメモアリスム』(有信堂、一九八七年)、頁二七六。
- (11) Horst Kern and Michael Schumann (1984), *op. cit.*
- (12) Arndt Sorge and Wolfgang Streeck, "Industrial relations and technological change: the case for an extended perspective", in Richard Hyman and Wolfgang Streeck (eds), *New Technology and Industrial Relations* (Basil Blackwell, 1988), p

30.

- (13) Wolfgang Streeck, "The uncertainties of management in the management of uncertainty, in *International Journal of Political Economy* (Fall, 1987).
- (14) 雇労者の新戦略に関して、George Strauss, "Industrial relations: time of change", in *Industrial Relations* (vol. 23, no. 1, 1984), Guido Baglioni and Colin Crouch (eds), *European Industrial Relations: The Challenge of Flexibility* (Sage, 1989), chap. 1.
- (15) Wolfgang Streeck, "Interest heterogeneity and organizing capacity: two logics of collective action?", in R. Czada and A. Winihoff-Hereteir (eds), *Rational Actors in Industrial Setting* (Westview Press, 1990). cf. Claus Offe and Helmut Wieselth, "Two logics of collective action", in C. Offe, *Disorganized Capitalism: Contemporary transformations of work and politics* (The MIT Press, 1985).
- (16) Mancur Olson, *The rise and Decline of Nations* (Yale University Press, 1982).
- (17) Lothar Späth, *Wende in die Zukunft: Die Bundesrepublik auf dem Weg in die Informationsgesellschaft* (VSA Verlag, 1985)
- (18) 本論文の第三章を参照せよ。
- (19) Göran Therborn, *Why Some Peoples are More Unemployed than Others* (Verso, 1986), idem, "Does corporatism really matter? The economic crisis and issues of political theory", in *Journal of Public Policy* (vol. 7, no. 1, 1988).
- (20) Bob Rowthorn and Andrew Glyn, "The diversity of un-

- employment experience since 1973”, in S. A. Marglin and J. B. Schor (eds), *The Golden Age of Capitalism* (Oxford University Press, 1990), idem., “West European unemployment: Corporatism and Structural Change”, in *The American Economic Review* (vol. 78, no. 2, 1988), Robert Boyer and Pascal Petit, “Employment and productivity in the EEC”, in *Cambridge Journal of Economics* (no. 5, 1981), 井戸正伸「コーポラティズムのトク経済業績」『行動科学研究』(三)号、一九九〇年。これら一連の研究は、コーポラティズムとボジティブな経済業績との相関関係を見いだしてはた一九八〇年代半ばの研究に対する反論となつてゐる。cf. David Cameron, “Social Democracy, Corporatism and Labor Quiescence: The representation of economic interest in advanced capitalist society”, in J. Goldthorpe (ed), *op. cit.* (キヤメロン「社会民主主義、コーポラティズム、穏健な労働運動」『収斂の終焉』所収) Geoffrey Garrett and Peter Lange, “Performance in a hostile world; economic growth in capitalist democracies, 1974-1982”, in *World Politics* (vol. 38, 1986). 以下の断片な動向は本重生産の危機と無関係とはいはなぬ……注(一)を参照のこと。
- (21) Göran Therborn, “Lessons from ‘corporatost’ theorizations”, and “Corporatism and Labour Market Performance”, in Jukka Pekkarinen, Matti Pohjola and Bob Rowthorn (eds), *Social Corporatism: A Superior Economic System?* (Clarendon Press, 1992).
- (22) Andrei Markovits and Christopher Allen, “Power and Dissent: The trade unions in the Federal Republic of Germany reexamined”, in *West European Politics* (vol. 3, no. 1, 1980),

- Christopher Allen, “Worker Participation and the German trade unions: an unfulfilled dream?”, in Carmen Sirianni (ed), *Worker Participation and the Politics of Reform* (Temple University Press, 1987), Christopher Allen (1990) *op. cit.*
- (23) Charles Sabel, *Work and Politics* (Cambridge University Press, 1982), chap. 8, The end of Fordism., Piore and Sabel (1984) *op. cit.*, David Friedman, *Miracle, Industrial Development and Political in Japan* (Cornell University Press, 1988).
- (24) J. G. A. Pocock, *Politics, Languages and Time* (Atheneum, 1973)

## 第二部

### 西ドイツにおける産業と政治の再編・論争の展開

#### 第二章・西ドイツ型コーポラティズムの構造と

##### 崩壊

第四章では、西ドイツにおける「戦後の枠組」の終焉を扱う。労働組合や社会民主党が当然のものとみなし続けてきた経済成長が、一九七三年の石油危機を契機に終焉したにもかかわらず、労働組合も社会民主党も当初は危機が一時的なものと考え、ケインズ主義的な景気刺激策とコーポラティズム的な「協調行動」による賃金抑制で対処しようとした。しかしながら、こうした対策は景気を回復させることなくむしろ財政赤字を増大させてしまった。「戦後の枠組」がもはや有効性を失ったことが明らかになった後、社会民主党主導の連合政権に残された選択肢とは財政緊縮政策だけであった。ますますネオリベラル的な色彩を強くしていく連合相手、自由民主党(FDP)と、しだいに政権に批判的な態度を示すようになってきた労働組合や社会民主党の間で、シュミット政権

フレクシビリティと政治の変容

は困難な立場に追い込まれ、結局一九八二年に一九六九年以来続いた左派中道連合政権は、財政赤字と大量失業の中で崩壊するのである。

本章は、西ドイツ型コーポラティズムの構造とその崩壊過程を明らかにする。労働組合が失業の増大に対処する新たな戦略を見出しはじめたのは、こうした文脈においてであったからである。

##### (1) 西ドイツ型コーポラティズムとしての「協調行動」

企業や政府との「共同決定」に参加することを通じて、労働者を経済的対象から経済的市民へと変容させることを目指した戦後西ドイツの労働運動は、占領勢力やその後のアデナウアー政権の自由主義的な政策の下で、政治的にも経済的にも片隅に追いやられてきた。ヴァイマル時代からの労働運動の要求であった「共同決定」は限定的なものに制限され、また組合の左派的な経済学者であるアガルツ(Victor Agartz)が提起した「積極的賃金政策」にもかかわらず実質賃金の上昇は停滞気味であり、政府の労働運動に対する関心は低かったのである。<sup>1)</sup>

しかしながら、一九六〇年代に入ると状況は変化し始めた。一九六一年のベルリンの壁の構築が東側からの労働者の流入を終わらせ、賃金上昇圧力を強めるとともに、輸出の顕著な

伸びが経済の加熱化を促進し始めたのである<sup>(2)</sup>。にもかかわらず、エアハルト政権が加熱気味の経済に対して自由経済の原則から何の介入政策も採らないことが明らかになると、一九六五年に連邦銀行が独自に金融引き締め政策に乗り出し、西ドイツは戦後初めての経済不況に直面することになった。

エアハルト政権の崩壊は自由主義的な経済運営の信頼性を崩壊させるものとなった。新しく成立したキージンガーを首班とするキリスト教民主／社会同盟(CDU/CSU)と社会民主党(SPD)との連立政権は、経済大臣として社会民主党からシラー(Karl Schiller)を就任させ、西ドイツも他の先進諸国と同様マクロ経済運営の時代に入ったことを示したのである。シラーはケインズ主義経済学者として著名であり、事実、経済相就任後の一九六七年には「経済安定成長促進法(Gesetz zur Förderung der Stabilität und des Wachstums der Wirtschaft)」を成立させてマクロ経済運営の指針としたのである。

社会民主党は、すでに一九五九年に資本主義に対する反対を放棄して市場経済を容認する「バートゴードスベルク基本綱領」を採択していた。産業別労働組合のナショナルセンターであるDGB(Deutscher Gewerkschaftsbund)も、一九六三年には資本主義自体に対する反対を放棄した「デュッセルドルフ基本綱領」を採択しており、内部の主導権もアガルツの

ような対決姿勢を前面に出す「行動派」(IGメタルが中心となつている)からより穏健な「協調派」グループへと移行しており、社会民主党の政権参加は(反対行動は存在したものの)労働組合と社会民主党の戦略転換によつてすでに準備されていたのである。彼らは、市場に対する積極的な評価によつて資本主義に「同意」すると同時に政権参加を模索したのであり、その戦略転換はついに一九六九年の総選挙後、連立相手を自由民主党(FDP)に切り換えて政権の主導権を握ることにより最大の成果を手にしたのである。

シラーの経済相就任後、経済安定成長促進法に依拠した政府の財政政策をはじめとするマクロ経済調整によつて、景気はすばやく反応しケインズ主義政策の有効性を示した。しかし同時にシラーの戦略には、西ドイツ型コーポラティズムとしての「協調行動」がその欠くことのできない要素となつていたことが指摘されなければならない。

協調行動は大連合成立以前に社会民主党から提起されたもので、経済安定成長促進法にも経済安定のための利益団体相互間の協調に関する条項が盛り込まれていた。条項にしたがつて、一九六七年にはシラーを議長にして労使双方の代表者が情報交換と経済問題を協調する第一回の会合がもたれることとなった<sup>(3)</sup>。労働組合は「協約自治」の原則は守りながら、シラーが示す経済レポートの生産向上率／インフレ率／

経済成長率の予測に基づいた「賃金ガイドライン」を下回る賃金要求を行なうことを受け入れた。また雇用者にとつても、協調行動がケインズ主義的なマクロ経済運営と賃金調整のレヴェルに止まっており、私的な投資決定といった所有権に対する介入を排除している限りにおいては、それほど悪い選択ではなかった。むしろ一九七〇年代の初頭にDGB加盟の二つの主要労組であるIGメタルとIGヒエミーがストライキ権を伴う分権的賃金交渉を求めた時には、むしろ中央レヴェルでの賃金交渉を望んだのである。たしかに多くの論者が指摘するように、西ドイツの協調行動はスウェーデンなどの北欧諸国と異なり政策決定の機関というよりはむしろ情報交換と相互理解の場であったために、制度としては不安定なものであった。事実こうした状況を裏付けるように一九七〇年前後には組合中央の賃金抑制政策に反発して、「山猫スト」が発生したが、にもかかわらずそうした行動は一時的なものにすぎず、むしろ自発的な賃金抑制はDGB内部の「協調派」の主導の下にはほぼ維持されたのである。

社会民主党の政権参加はきわめて重要な意味をもっていた。というのも、第二次大戦後一貫して政治的・経済的に片隅へ追いやられてきた労働組合が、政権の経済／労働市場政策遂行のための必要不可欠のアクターとして参加することになったからである。DGBは完全雇用下の経済的パワーばかりでなく、ついに「我々の」党を通じた政治的パワーをも手にした。それゆえ労働組合は、経済危機の中で一九七八年に協調行動が制度的に崩壊した後も、自発的な賃金抑制を続けて政権に協力する立場を崩さなかったのである。

## (2) 経済危機と政府の対応

石油危機を契機とする世界経済の混乱に対する社会／自由連合政権の対応は、おおむね三つの時期に分けることができる。第二の時期（一九七六—一九七九）に「モデルドイツ」という危機管理政策が経済成長率の回復に一時的に効果を発揮したが、第一の時期（一九七四—一九七五）から第三の時期（一九七九—一九八二）まで一貫して、政府はケインズ主義的な拡大政策を捨てて財政と経済の「健全化」のために金融引き締めと財政緊縮の両政策を強調し続けた。政策の主軸は、需要の喚起による完全雇用の達成から経済と財政の安定化へと移行し、「改革のユウフォリア」時代に得た成果は同じ社会／自由連合政権下で次第に失われ始めたのである。

(1)……一九七四—一九七五

一九七三年の石油危機以降の世界経済の構造的変容の趨勢は、エネルギー危機の混乱の中から次第に明らかになってきた。第一には、日本の製造業が付加価値の高い製品で世界市場を席卷し始め、また価格競争製品では台湾や韓国と

いった東アジア諸国の進出が目立ちはじめたことである。世界経済全般やヨーロッパ市場において、大量生産市場にかわってより多様な市場が成立しはじめ、こうした流れのなかで新しい主役たちが登場したのである。

第二に、第一と関連して高賃金が前提となっているヨーロッパ産業におけるテクノロジ―変動の重要性が増大し始めた。企業経営者は新しいテクノロジ―を生産過程に全面的に取り入れようとし、労働組合はそれが労働者に与える影響を次第に考慮しはじめるようになったのである。

しかしながら、こうした世界経済の構造的変容が明らかになりつつあったにもかかわらず、労働組合は当初、経済危機が「エネルギー危機」であつて短期的で一時的な景気停滞にすぎないと考え、「かつての」政策に頼ろうとした。組合は「危機」という語ではなく「景気後退」という言葉で状況を捉え、一九六六年の景気回復をもたらしたと同様の政府の財政支出を自己の賃金抑制と引きかえに要求したのである。

しかしながら社会／自由連合政権の対応は組合の要求に應えるものではなかった。早くも一九七四年段階で政府は、経済危機への対応策としてケインズ主義に依拠することを選択肢から排除していたからである。政府の政策転換には、一九七四年五月のプラントからシュミット (Helmut Schmidt) への首相の交替が決定的な転換点になつていたといえよう。プ

ラントは、秘書のスパイ容疑が発覚したことに加え、一九七四年の賃金交渉において O.T.V. (公務・運輸・交通組合) が自分の要請に反して高めの賃金要求を行なつた——しかしインフレ率は政府予測を下回るものであつた——ことによつて首相としての威信が傷つき、社会民主党首としての地位は保持しながらも首相の座をシュミットに譲つたのである。

経済危機のさなかでシュミット政権は、当初からインフレ抑制と緊縮財政による経済の安定化に最大の優先権を与えていた。シャルプが強調するように、西ドイツにおける金融政策の管轄機関であるドイツ連邦中央銀行 (Bundesbank) は、伝統的にインフレに対する懸念が強いうえに制度的に連邦政府内での独立性が強く、石油価格の上昇と一九七四年の高めの賃上げがインフレ率の上昇につながるのではないかとの危惧から、一九七四年の夏には他のヨーロッパ諸国に先駆けてケインズ主義的な反循環政策からマネタリスト的な金融引き締め政策へ転換したことを公表して<sup>14)</sup>いた。また財政政策に関しては、景気後退による税収の減少と支出の増大によつて一九七四年に一〇三億マルクであつた連邦政府の財政赤字が一九七五年には三三億マルクに増大するという事態に直面して、首相自身を中心とした政権内部では連邦予算の抑制が緊急の課題であるという点で大方の一致を見て<sup>15)</sup>いた。それゆえ、社会民主党主導のこの政権は、労働組合が要求する財政拡大

政策ではなく、むしろこれ以降の西ドイツにおける財政政策の主流となる緊縮政策の第一歩として、一九七五年に予算構造法 (Haushaltsstrukturgesetzes) を成立させたのである。この法律は、財政赤字の削減と政府の労働市場政策の縮小を求めるものであり、一九六九年に「改革のユウフオリア」の中で成立した雇用促進法のプログラムの削減を目的としたものであった。連邦銀行と連合政権による金融引き締め／緊縮財政の両政策は、一九七四年秋の世界的な不況の到来によって雇用の減少 (二六九〇万人から二五八〇万人へ) と失業の増大 (二七万三千人から一一〇万人) を生み出したが、インフレ率だけは一九七五年以降下落を続けたのである。

(2)……一九七六—一九七九

政府の経済と財政の安定化政策は、予算構造法の発効や学生に対する援助などその他の緊縮政策、付加価値税や消費税の増税 (一九七七年) などによって、一見成果を収めたように見えた。財政赤字が減少に転じたばかりでなく、一時的な金融緩和策などもあって、一九八五年にマイナス成長であったGNPは上昇に転じ、一九七六年には五・四パーセントに達したのである。輸出は伸び悩んだが、国内景気の回復がGNPの伸びを支えた。一九七六年の連邦議会選挙で社会／自由連合政権は、世界経済危機をこうした「モデルドイツ (Modell Deutschland)」によって乗り切った、と訴えるこ

フレクシビリティと政治の変容

とによって政権を維持したのである。

財政と経済の安定化のめどが一応つくと、シュミット政権は、労働組合と一九七八年のボン・サミットにおける先進各国の要求に応じて、注意深く財政／金融の拡大政策に乗り出した。一九七七年に成立した「将来の投資プログラム (Zukunftsinvestitionsprogramm, ZIP)」は一九七六年から一九八〇年までという長期的な財政政策であったが、当初予定の八〇—一〇〇億マルクから組合の圧力もあって一六〇億マルクに増額され、とくにインフラ整備や環境対策に回されることとなった。政府の財政政策は、労働組合による賃金抑制、連邦銀行による注意深い金融緩和策とも調和しながら、経済成長率も一九七九年には四・二パーセントにまで回復したのである。確かに経済的な視点から見ると、モデルドイツは一定の成功を収めたという評価も間違いではあるまい。

しかしながら、一九七四／五年の緊縮財政／金融政策期に一気に生じた失業率は、この時期経済成長の回復にもかかわらず、ほとんど低下しなかった。また、賃金の抑制はGNPに占める賃金の割合を低下させ、一九七五年には六六・一パーセントでピークを迎えたものが一九七九年には六三・四パーセントにまで低下したのである。また、表2—1に見るように、財政出動は一時は低下した赤字を増大させはじめ、一九

表2-1 連邦政府の財政出動と財政赤字

	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
政府支出の伸び (前年比)	13.3	4.5	4.9	9.7	8.4	8.4	6.4	3.7
財政赤字 (billion of DM)	63.8	48.0	31.2	39.6	46.6	57.1	75.7	69.9
GNPに占める割合 (前年比%)	-6.2	-4.3	-2.6	-3.1	-3.3	-3.8	-4.9	-4.4

source: Fritz Scharpf, Crisis and Choice in European Social Democracy. (Cornell University Press, 1991, p142)

七七年に三二億マルクだったものが一九七八年には四六六億マルクに、一九七九年には、五七〇マルクへと膨張していく。危機への道筋は開かれようとしていたといわなければならないだろう。

(3)……一九七九—一九八二

一九七九年のイラン革命後の石油価格の急激な上昇は、「モデルドイツ」の一時的性格を明らかにすることとなった。連邦銀行が貿易赤字を埋めるために資本の流入を促進しようとして超デフレ政策を実施すると、政府は、一九八〇年代に入つて一層拡大し始めた財政赤字を前に財政削減政策を優先せざるをえなくなった。一九八〇年の選挙目当ての減税は景気後退による税収の減少とあいまって、その負担を増大させたのである。一九八一年には、その財政支出の伸びは前年より二パーセントも下回ったにもかかわらず、財政赤字額は一気に二〇〇億マルクも増大した。こうした財政赤字の増大は、SPDの財政アナリストも不健全な財政構造であることを認めるほどにまで膨張しており、こうしてシュミット首相自身が主導して国家／州予算支出によるプログラムの削減を提案するまでに至るのである。<sup>20)</sup>

一九八一年には、ガソリン税等の増税に加えて、社会民主党の政策上重要な年金基金に対する連邦支出の分野にまで予算削減は進んだ。一九七五年の予算構造法では増大する失業

によつて流出する連邦予算を抑えこむことができないことが明らかになると、一九八一年の夏に政府は、「オペラツイオン 82 (Operation 82)」を採択し、やがなる連邦負担金の縮小、失業給付の減額、職業創出プログラムの削減を実施したのである。一九八二年に入ると、失業者は二〇〇万人に達しさらなる財政削減の必要性が高まると、政府はまたもや失業保険に対する連邦政府の拠出金の削減と、失業者の年金保険への失業基金からの拠出の削減、年金生活者の健康保険への負担の増額、医療自己負担の増額などを決定した。コール政権成立後に実施されることになるこうした財政支出削減は、まさに社会民主党主導の連合政権下で決定されていたのである。

新たな危機の到来に対する政府の立場は、当時の連邦大蔵大臣であるマトエファー (Hans Mathoer) の一九八一年予算教書に見ることが出来る。彼は、国家がすでに完全雇用を保証する地位にないこと、国家が経済発展の動向に影響力を行使することのできる能力はもつと控えめに評価されなければならぬこと、そして経済的成功に決定的な力となるのは国家の支出ではなく、究極的には資本の活力である、と論じた。シュミットの有名な言葉「今日の利潤は明日の投資、明日の投資は将来の雇用」と調和した彼の主張は、社会民主主義主導の政権による危機管理政策の限界をよく示している。政府による財政出動や労働組合の賃金抑制といった社会

民主主義の戦後戦略の限界は、こうして、結果的には社会民主党主導の緊縮財政政策と福祉政策予算の削減、そしてなによりも十パーセントに迫る大量失業という形で明らかにされたのである。

### (3) 連合政権の崩壊

一連の緊縮政策に関して政権内部を主導したのは自由民主党 (FDP) であった。一九六九年に連合を形成した当初は、ブランドの「東方外交」がFDPの政策と合致したばかりでなく、経済の好況期にあつたため、FDP内の主導権は左派リベラル勢力が握っており連合形成が可能となつていたのである。FDPの支持基盤はビジネス勢力であつたが、社会民主党 (SPD) の主張する経済/社会政策に同調することに利益を見いだしていた。というのも、一九七四年までの労働力不足に対してコーポラティズム的な中央レヴェルでの賃金決定は完全雇用経済がもたらす強力な賃金上昇圧力を緩和する要因となつたからである。しかしながら、一九七〇年代の半ばに経済安定化と企業競争力が問題になり始めると、社会民主党との政策の違いがしだいに明らかとなり始めた。

FDP党内では、「社会リベラル主義」にかわつて「ネオリベラル主義」の立場を採る勢力が増大してきたのである。彼らは西ドイツ社会が社会的規制を進めすぎていると主張し、

行き過ぎた社会保障が国家財政を悪化させて市場の競争力を奪っている、と批判を強めていた。FDPは、経済危機には金融引き締めと緊縮財政で対応すべきであり、市場への回帰が適切な対応策であるとしたのである。<sup>(25)</sup>

労働組合と結びつくSPD内部の多数派は、FDPの危機対応策とは異なった見解を持っていた。彼らは、連邦銀行の過度な金融引き締め政策と国際経済上の問題、雇用の合理化政策が危機を招来しており、より強力な国家の財政出動と合理化に対応する政府のプログラムを主張していたのである。<sup>(26)</sup>景気を回復させることと同時に、危機によってより深刻な影響を受けた失業者を助けることがSPDの倫理的な主張の核心をなしていた。

FDPとSPDの経済政策をめぐるこうした対立を調停することに努めたのが、シュミット首相であった。シュミットは、西ドイツ史上前例のないほど強力にDGB加盟の「協調派」労組と連携していたが、かれの危機認識は、SPD内部のものよりもFDPのそれと一致するものであった。彼は、ブランド政権期に拡大されたプログラムは、深刻な構造的変動期にある西ドイツにとって過剰な負担となっており、また、新たな財政出動は経済成長をもたらさなく価格の安定を脅かすだろうと考えていた。一九七五年の予算構造法で、連邦史上最大の緊縮財政政策を主導したのも彼であった。

シュミットは、労働組合の犠牲によってはじめて可能になるこうした政策転換を、「協調派」労組との協議によって労働組合に受け入れさせることに成功した。<sup>(27)</sup>彼はシュミット政権がFDPとの連合によって維持されていることを協調し、「連合政権の必要性 (Koalitionswang)」の立場から労働組合に「友好的な」政府の存続に協力させることにしたのである。

一九七六年選挙が近づくにつれて新しい共同決定法の制定に乗り出したのもこうした文脈による。一九七六年の共同決定法もFDPの反対によって組合の希望するものとはならなかったが、「協調派」はそれでも、労働組合が全体としてシュミット政権を支え続けることを確認していたのである。社会民主党内部でも、党議長ブランド／首相シュミット／連邦議員団長ヴェーナー (Vehner) のトロイカによって安定していた。

しかしながら一九八〇年代に入って一層の景気後退と政府支出の削減が実施されると、一九七〇年代後半の（あらゆる意味で）シュミットを中核とする政権の安定は崩れ始めた。

FDPやSPD内部ばかりでなく、労働組合内部でも政策の方向性をめぐって対立が表面化するのである。

FDP内部で連合政権の維持をめぐる党内論争が激しくなった。一九八一年の十一月にベルリンで開かれた党大会で、書記長フエアホイゲン (Günter Verheugen) を中心とする左

派は大きく後退し、フェアホイゲン自身のようにSPDに移るものや離党して新たな政党を結成するものがたのである。ゲンシャー (Hans-Dietrich Gensher) やラムスドルフ (Otto Graf Lambsdorff) ら右派の主導権は確立し、左派の崩壊と脱党によって党内主流派の結束力はより強力なものとなった。<sup>(29)</sup>

SPD内部では、一九八二年の一月には議会メンバーであったハンセン (Karl Heinz Hansen) が党のイデオロギーと政策との分離を批判して辞職し、二月にはコッック (Manfred Coppel) が党指導部に対する批判をやめないことを理由として党を除名されるなど、党内で政府に対する不満が高まっていた。経済政策ばかりでなく、防衛政策に関する対立もこの混乱に拍車をかけるものであった。ミュンヘンで開かれた党大会では、防衛政策に関する決定を一九八三年まで先送りすることが決定されたが、経済政策に対する批判は噴出し、左派の主張で雇用創出のための特別税の導入を決議した。シュミット政権とSPD内部の左派勢力との対立は決定的となり、次第に左傾化を強めるSPDは、連合政権の凝集力を弱めたばかりでなく、支持率をも大幅に低下させたのである。<sup>(30)</sup>

労働組合内部でも、「行動派」のIGメタルが独自にデモを組織してシュミット政権に対する抗議の意志を示し、「協調派」勢力との対応の違いが表面化していた。

## フレクシビリティと政治の変容

こうした政権批判を前に、シュミット政権は一九八二年四月に内閣改造を行い、左派からヴェストバル (Heinz Westphal) が労働大臣に就任したが、彼の政権内部での影響力は弱く、むしろシュミットに近い立場から大蔵大臣に就任したラーンシュタイン (Manfred Lamstein) らの主導で福祉予算の削減が進められた。この行為は連合政権内部の凝集力を高めたが、SPDと政権の距離を増大させた。

こうした状況の中で、ヘッセン州でのSPD/FDP連合政権からの離脱を契機としてゲンシャーは連合相手の転換を暗に決意した。シュミットは連合政権の継続か否かの決断を迫り、SPDの経済政策批判を強めていたラムスドルフに文書による経済政策案の提出を求めた。提出された論文（いわゆるラムスドルフペーパー）は閣議で議論されたが、その内容はシュミットですら受け入れがたい大規模な予算削減策であったことから、シュミットは九月にラムスドルフに辞任を要求することになる。<sup>(31)</sup>二週間後には連邦議会で「建設的信任投票」が行なわれ、シュミット政権は最終的に崩壊した。その後一九八三年には議会が解散され、新しく成立したコール政権が勝利するのである。

「健全な」経済運営を主張する中道の自由民主党が、連合の対象を社会民主党からキリスト教民主・社会連合のブルジョワブロックに変更したことは、西ドイツにおいて一九七

○年代のなかば以降明らかとなりはじめたケインズ主義的な経済運営の信頼性とコンセンサスの崩壊を、政治の場面で最終的に確認するできごとであった。

#### (4) 労働組合の危機への対応

経済危機後の社会／自由連合政権に対する労働組合の対応はアンビヴァレントなものとならざるをえなかった。というのも、一九五〇年代の保守政権下での孤立とは異なり、「我々の」政治的パートナーである社会民主党が政権の主導権を握っているにもかかわらず、事実上失業の増大を容認する政策をその政権が実行していたからである<sup>(33)</sup>。それでも、労働組合には社会／自由連合政権以外の選択肢は残されていなかった。また労働組合の主導権は、「首相の組合 (Kanzlers ewerkschaften)」と呼ばれ、シュミットと個人的な親交を結んで政権を支えようとする「協調派」の労働組合が大勢を握っており、さらに「景気後退」は一時的なものにすぎないとこの立場を維持し続けていたため、シュミット政権を支え景気回復を図るために自発的に賃金抑制政策を実行しており、労働組合との関係は、むしろプラント政権時よりも良好なものとなっていたのである<sup>(34)</sup>。

しかしながら、経済危機以降の労働組合のフラストレーションは深刻なものとなりつつあった。なぜなら一九六六—

六七年には効果を発揮したコーポラティズム的な賃金抑制を自発的に続けていたにもかかわらず、景気は回復するどころか悪化し続け、さらに一九六〇—七〇年代のプラント政権期に手にしたプログラムの後退を次々と甘受しなければならなかったからである。それゆえ、一九七七年には組合として注意深くその伝統的な戦略の見直しをはじめたのである——組合が苦境から抜け出せないのはかつての戦略が適切に実行されていないからなのか、それとも一九七〇年代から一九八〇年代にかけての状況は従来からの組合戦略の見直しを迫っているのか……これが組合のフラストレーションの原因だったのである<sup>(35)</sup>。

すでに見たように、DGBは当初、経済危機が景気循環過程における「景気後退」を原因としており、もし鉄鋼産業が直面している危機のように構造的な危機の側面が存在しているにしても、前者には財政出動による「スプリングクライ政策」を、後者には必要に応じて地域別／部門別の「的をしぼった政策」をとるによって——すなわち、必要に応じて国家主導の需要／供給サイドの政策によって失業問題は解決できる、と考えていた。DGB内部の「行動派」であるIGメタル<sup>(36)</sup>でも、さても、一九七七年までは景気回復を待つ政策を続け、見返り——「政治的交換」——が期待できないにもかかわらず、賃金抑制を続けていたのである<sup>(37)</sup>。

すでに見たように社会／自由連合政権は、こうした労働組合の要求に応えることができなかった。第一に、財政支出は一時的な増額はあったとはいえおおむね緊縮的であり、福祉予算の削減は大規模なものとなった。失業は一時的な景気回復時ですら一向に減少しなかった。一九七〇年代までに獲得したプログラムは次第に失われつつあった。また第二に、一九七六年の選挙前に労働勢力の賃金抑制に対する見返りとして政治過程に入れられた新しい共同決定法は、資本側の強力な反対行動に加え、ここでも政権内のFDPの反対にあつて、労働運動の目標であつた全西ドイツ企業における同権の共同決定は実現されず、一般に労働組合の「敗北」とみなされた。<sup>(38)</sup>新しい法律は企業レベルでの雇用者の優位を揺るがすものではなかつたのである。ここでも労働組合は「我々の」政権に対する失望を抱かずにいられた。

要するに、労働組合は一九七〇年代末には一九七〇年代の前半とはまったく異なつた政治的／経済的状况に置かれていたのである。失業は増大し続けたにもかかわらず、その政治的な解決策は政府によつて採られることもなく、また一九七六年共同決定法も組合の望んだものとは程遠く、労働組合側の賃金抑制は一方的なものとなりつつあつた。

しかしながら、連合政権以上に労働組合にとつてやっかいだつたのは、雇用者団体が労働組合に対する攻撃を強めつつ

あつたことである。労働組合の戦略見直しには、政府の対応ばかりでなく雇用者団体の一連の反労働組合行動を明らかにする必要がある。次の五章では雇用者と労働組合の戦略転換を具体的に明らかにしていこう。

## 脚注

- (1) William Paterson and Stephen Padgett, *A History of Social Democracy in Postwar Europe* (Longman, 1991) p. 138.
- (2) 出水宏一『戦後ドイツ経済史』(東洋経済新報社、一九七八年) 一五九頁—一六三頁。
- (3) Fritz Scharpf, *Sozialdemokratische Krisenpolitik in Europa* (Campus Verlag, 1987), English Version, *Crisis and Choice in European Social Democracy* (Cornell University Press, 1991) pp. 118-119.
- (4) DGBの議長の席を、穏健派労組出身で協調行動への参加を支持していたRosenbergが占めることになつた。また付属研究所所長も、行動派のAgartzから穏健派のGleizeにかわつた。Andrei Markovits, *The Politics of the West German Trade Unions* (Cambridge University Press, 1986) pp. 93-126.
- (5) 山田徹「大連合政権期の労働組合——西ドイツの場合——」大董一男／山口定／馬場康雄／高橋進編『戦後デモクラシーの安定』(岩波書店、一九八九年)
- (6) Marion Alexis "Neo-corporatism and industrial relations: The case of German trade unions", in *West European Politics*

- (vol. 6, no. 1, 1983).
- (ㄱ) F. Scharpf (1991) *op. cit.*, chap. 7.
- (∞) A. Markovits (1986) *op. cit.*, pp 114-157. F. Scharpf (1991) *op. cit.*
- (㉓) Streeck, "Qualitative demands and the neo-corporatist manageability of industrial relations", in *British Journal of Industrial Relations* (vol. 19, 1981)
- (㉔) A. Markovits and C. Allen (1984) *op. cit.*, p. 153.
- (㉕) W. Paterson and S. Padgett (1991) *op. cit.*, pp. 200-203.
- (㉖) F. Scharpf (1991) *op. cit.*, pp. 129-131.
- (㉗) Fritz Scharpf, "Economic and institutional constraints of full-employment strategies: Sweden, Austria and West Germany, 1973-1982", in J. Goldthorpe (ed) (1984), *op. cit.* 稲上訳前掲書、所収(「完全雇用政策の経済的・制度的障壁——スウェーデン、オーストリア、そして西ドイツ」)。
- (㉘) *ibid.*, p. 236.
- (㉙) F. Scharpf (1991) *op. cit.*, p. 131.
- (㉚) A. Markovits and C. Allen (1984) *op. cit.*, p. 148.
- (㉛) F. Scharpf (1991) *op. cit.*, p. 139-143.
- (㉜) A. Markovits and C. Allen (1984) *op. cit.*, pp. 149-150.
- (㉝) F. Scharpf (1991) *op. cit.*, pp. 143-146.
- (㉞) *ibid.*, pp. 152-155.
- (㉟) *ibid.*, pp. 155-157.
- (㊱) W. Paterson and S. Padgett (1991) *op. cit.*, p. 150.
- (㊲) 加藤秀治郎『戦後ドイツの政党政制：東西ドイツ政党政の政治社会学的分析』(学陽書房、一九八五年) 一五二—一七三頁。
- (㊳) Werner Sengenberger. "West German employment policy: restoring worker competition", in *Industrial Relations* (vol. 23, no. 3, 1984) (野村正美、ノルベルト・アルトマン編『西ドイツの技術革新と社会変動』第一書林、一九八七年、所収) 一九五頁。
- (㊴) *ibid.*
- (㊵) A. Markovits (1986) *op. cit.*, pp. 130-131.
- (㊶) Douglas Webber and Gabriele Nass, "Employment policy in West Germany", in J. Richardson and R. Henning (eds), *Unemployment: Policy Responses in Western Democracies* (1984), A. Markovits (1986) *op. cit.*, p. 131.
- (㊷) *ibid.*, p. 132.
- (㊸) 加藤(一九八五) *op. cit.*, pp. 174-183, 仲井斌「政権交替のシナリオ」『世界』(一九八三年二月) 一八四—一八七頁。
- (㊹) William Paterson, "The German Social Democratic Party", in idem. and Alastair Thomas (eds), *The Future of Social Democracy* (Clarendon, 1986).
- (㊺) 本誌譯者は三〇ページ以下は以下と落ち込んだ。 *ibid.*, 加藤(一九八五) *op. cit.*, pp. 123-124.
- (㊻) 仲井(一九八三) *op. cit.*, p. 182-183.
- (㊼) A. Markovits (1986) *op. cit.*, p. 146.
- (㊽) A. Markovits and C. Allen (1984) *op. cit.*, W. Paterson and S. Padgett (1991) *op. cit.*
- (㊾) A. Markovits and C. Allen, (Trade union responses to the contemporary economic problems in Western Europe: The context of current debates and policies in the Federal Republic of Germany", in *Economic and Industrial Democracy* (vol. 2,

(1981) A. Markovits and C. Allen (1984) *op. cit.*, p. 151.

(36) A. Markovits (1986) *op. cit.*, p. 130.

(37) Kathleen Thelen, *Union of Parts: Labor Politics in Post-war Germany* (Cornell University Press, 1991) pp. 112-113.

(38) ガウグラー／カール／佐藤晋／佐々木常和著『ドイツの労使関係』(中央経済社、一九九一年)一六八—一七二頁。

### 第三章…一九七八年の意味……労使双方の新たな戦略

第三章では、西ドイツにおける「戦後の枠組」が崩壊する過程の中で、労使双方が新たな戦略転換を行なったことを明らかにする。一九七〇年代前半を特色づけた「協調行動」によるマクロコーポラティズムの時代は確実に終焉した。かわって労使双方が模索した戦略は、産業の再編成を念頭においた企業の社会的役割をめぐる論争へと拡大していくのである。

#### (1) 雇用者団体による組合批判<sup>1)</sup>

一九七四年にドイツ使用者団体連盟(BDA)の会長に就任したシュライヤー(Hanns Martin Schleyer)は、就任以

フレキシビリティと政治の変容

来一貫して集権化による組織強化に努めてきたが、同時に労働組合に対するイデオロギー的攻勢を強めつつあった。彼らは、一九七〇年代の経済危機の到来以降労働組合がラディカル化しつつあり、その動きが止められないならば、社会的市場経済の原則や民主的政治代表システム——すなわち法治国家の原則——が危機に陥るであろうと批判していた。労働組合が「組合国家」をめざしているというこの批判は、次の二つの方向に向けられていた。

第一に雇用者は、社会民主党(SPD)とドイツ労働組合総同盟(DGB)加盟組合とは指導者レベルで関係を強化しつつある、というものであり、政治的に独立した労働組合という原則を侵しつつある、と主張していた。第二に、左派勢力が支配するSPDと労働組合DGBが次第にラディカル化しつつあるというものであった。雇用者団体のこうしたイデオロギー的攻勢はさまざまな形で論争を巻き起こすことになる。

#### (1) 労使関係法(Verhandegesetz)の試み

一九七〇年代中期以降、雇用者団体はキリスト教民主／社会同盟(CDU—CSU)や自由民主党(FDP)を巻き込んだ労使関係法の導入を試みようとした。実際に両党は、「リベラルデモクラシーを守るために」利益団体の内部構造と公

的行動を規制する法律導入を提案したのである。こうした試みは立法化されることはなかったが、雇用者と組合の関係の悪化が進んでいることを窺わせた。

## (2) 司法機関の活用

雇用者団体は労働組合の集团的行動の戦略を低下させるために、裁判闘争に打ってでた。その最大の試みが一九七六年の新共同決定法の合憲性を問う連邦憲法裁判所への提訴である。雇用者の主張は、共同決定法が連邦共和国基本法で保障されている財産権の規定に反しているというものであった。

憲法裁判所の判断は、一九七六年共同決定法の合憲性を認めるものであったが、雇用者はこの判断を、一九七六年共同決定法だけが合憲であるとの判断であると解釈していた。組合は裁判所の判断に満足の意味を表明したが、雇用者の攻勢が本格的なものであることを認識して、協調行動からの撤退を明らかにするのである。労使双方の紛争解決メカニズムの象徴であった協調行動は、こうして一九七八年に制度的に崩壊したのである。

## (3) ロックアウトの利用拡大

一九七六年春の印刷／紙業労組 (IG Druck und Papier) のストライキや一九七八年の金属労組 (IG Metall) のストラ

イキにおいて雇用者側は、大規模なロックアウト戦術に訴えた。組合は反ロックアウト法の制定を望んだが、FDPが私的所有権の維持を盾に反対したばかりでなく、組合の要求がかえって労使関係法の制定を引き出しかねない恐れがあったために、反ロックアウト法の制定は断念せざるをえなかった。

## (4) マンネスマン企業 (Manesmann) の再編計画

鉄鋼産業として一九五一年のモンタン共同決定法の規制を受けてきたマンネスマン会社が他の企業に再編される計画が一九八〇年に持ち上がった。組合は雇用者のこの行動がモンタン共同決定法の規制範囲を逃れようとする行為であると批判し、「DGBにとっては、マンネスマン問題が雇用者の労働勢力に対するより広範囲の攻撃——すなわち、裁判闘争、イデオロギー的な「組合国家」批判、ロックアウトの多用、そしてブルジョワ政党の動員といった一連の攻撃を代表するものである」と捉えていたのである。SPDはモンタン共同決定法の維持をはかる妥協を望んだが、FDPは企業の内部組織の再編計画は企業の経営権の問題であると主張し、結局期限付きでモンタン共同決定法の適用を維持するということに落ち着いたが、マンネスマン企業の再編計画は、より広範囲な——すなわち産業と企業の再編という一九八〇年代のテーマに関する雇用者の戦略を明らかにしているというべき

である。労働組合がこの計画に対する雇用者（とFDPら）の攻勢を重大な問題として捉えていたのには十分な根拠がある。

マンネスマン企業の再編計画に典型的に見られるように、雇用者団体の一連の組合批判行動は、国際競争の激化に伴う企業の生き残りをかけての合理化／再編計画において労働組合の介入を最大限阻止し、企業決定の自立性を高めようとするものであった、と理解できる。マイクローエレクトロニクスの導入／資本の輸出の増大などはそうした試みの例であるが、雇用者や新自由主義政党は、雇用者の要求が「私的所有権」や「財産権」、「企業の経営権」の領域に属するものであると主張して彼らのイニシアティブを擁護しようとしたのである。

この文脈では、雇用者団体の内部資料であるいわゆる「タブーカタログ」——BDA加盟の雇用者が労働組合と交渉してはならない項目を列挙した文書——が雇用者の戦略の特徴を最もよく示しているといえよう。この秘密文書は、雇用者の新たな戦略と労働組合の新たな戦略とがはじめて大規模に対立した一九七八年ストライキの最中に暴露されるのだが、そのストライキの概要に入る前に、労働組合の戦略見直しを明らかにしておかなければならない。

## (2) 労働組合の戦略見直し

社会／自由連合政権の経済政策や新共同決定法が組合の要求に沿ったものでないことが次々と明らかになり、他方で雇用者の攻勢が厳しくなる中で、労働組合は「かつての」政策の見直しを始めざるをえなかった。DGB内部の「協調派」グループは一貫してシュミット政権を支え続けることを主張したが、IGメタルを中心とする「行動派」グループはその戦略転換を行ない始めた。<sup>3)</sup>

IGメタルの一九七七年のデュッセルドルフ全国大会において、議長のローデラー (Eugen Lodeter) は政府の経済政策ととりわけ失業者に対する無策を批判した<sup>4)</sup>。彼の演説にはIGメタルの戦略転換の一端が明らかとなつてい——「我々は価格の安定や利潤に反対しているわけではない。われわれが要求しているのはそうした目的から独立した雇用政策にすぎない。一九六〇年代のマクロ経済政策では今日不十分である。我々が求めているのは構造的に目標設定され、完全雇用という目的と結びついた経済政策なのである」<sup>5)</sup>。

一九七八年にIGメタルによって行なわれた二つのストライキは、二つの意味できわめて重要な意味を持つている。まず第一の意義とは、戦略の方式の変化に関連している。IGメタルは頼りにならない政権に依存するのでなく自己の勢力

基盤に依拠する——すなわち団体交渉——戦略に転換したのである。<sup>(6)</sup>一九七八年ストライキのこうした特徴は、一九八〇年代の労使紛争の特質を先取りしている。なぜなら一九八二年には「我々の」政党であるSPDがついに野党にまわり、その政治権力に依存することやできないばかりか、コール政権の攻勢に対抗しなければならぬからである。

さらに重要な第二の意義とは、労働組合の戦略の内容の変化に関連している。ローデラーの演説にも見られるように、IGメタルのストライキの争点は、賃金から雇用の維持/テクノロジー変化と合理化の労働者に対するネガティブな影響の極小化へと移行していたのである。いわゆる「量的要求(賃金要求)」から「質的要求(雇用維持)」への転換と呼ばれる組合の戦略内容の転換も、一九八〇年代の労使紛争の主軸を先取りするものであった。西ドイツ労働運動における「賃金リーダーシップ(Lohnführerschaft)」の役割を担ってきたIGメタルですら一九七五年以降も賃金抑制政策を続けていたことはすでに述べたが、賃金抑制にもかかわらず失業が増大し続けたという事実からすれば、雇用の維持という要求が組合戦略の中核となったことも驚くべきことではなかった。<sup>(9)</sup>この時までに組合は、経済危機の要因として単なる循環論に依拠した「景気後退」ではなく、国際経済の変化による「構造的危機論」(…新しい国際競争相手の出現を原因とする特定産

業分野の失業の増大)、テクノロジー導入による「テクノロジー失業論」(…新技術の導入が労働者の脱熟練化を引き出すことによる失業)を強調するようになっていたのである。<sup>(10)</sup>IGメタルは「量的要求」から「質的要求」にその戦略を転換させることによって、テクノロジーの導入や合理化を引き起こしかねない失業の危険性に対し、マクロ経済運営による景気回復や政府の雇用プログラムといったものを通じて間接的に雇いを拡大させようとする「かつての」政策にかえて、企業の合理化計画や組織再編成に対する労働組合の直接的な発言力と関与権を求めた。この点が一九七七年以降明確になつていくIGメタルの戦略転換の核心に据えられていた点であるが、しかしながら、こうした戦略は企業決定の自立性を求めつつある雇用者の権限——すなわち雇用者にとっての「タブー」——と対立する要素を次第に強めていったのである。<sup>(11)</sup>すなわち、企業の自律的な決定権(あるいは「財産権」や「経営権」)を拡大させようとする雇用者と、その決定権に対する関与を求めようとする労働組合が対立を深刻化させていたといえよう。この意味では、雇用者の労働組合批判は偶然出てきたのではなく、むしろ組合の戦略転換を明確に意識していた、といえるのかもしれない。こうした労使の対立は、一九七八年のストライキで「第一ラウンド」を迎えるのである。

### (3) 一九七八年ストライキとその意味

一九七八年の二つのストライキは、新しいテクノロジ導入に伴って生じた雇用と賃金問題に関する争点と直接結びついたストライキであった。

ノルトビュルテンベルク／ノルトバーデン (Nord-Bürttemberg/Nord-Baden) における鉄鋼産業のストライキは、生産過程の合理化とテクノロジ導入による脱熟練化と失業に対する保護を求めたものであった。たしかに職業の再評価に該当する労働者の所得の一八カ月の保障を組合は勝ち取ったが、こうした方式の他の地域への拡大は雇用者の拒否にあった。また、鉄鋼産業でとりわけ高い失業率と失業の危険性に対処するために、IGメタルは週三五時間労働への労働時間短縮を要求した。ここでも労働組合は、年間休日を六週間に拡大することに成功したが、他の産業への波及を恐れるBDAの強力な反対もあって週あたり労働時間の短縮には手がつけられなかった。

一九七八年のストライキは今までにない厳しいものとなった。この厳しさの原因はたしかに経済危機によって妥協の余地が失われたからという側面を否定できないが、それ以上に重要な理由となっているのは、前節で触れたように労使双方の戦略転換が対立の質を変化させていたからである。すでに

フレキシビリティと政治の変容

述べたように雇用者は、企業という生産組織の再編といった問題に関する自己の決定の自立性を高める戦略を一九七〇年代半ば以降一貫して追求してきたし、同様の分野において労働組合も「質的要求」という形で直接その過程に関与しようとして試みたのであった。「雇用者と労働組合は、伝統的に(そして現在も)賃金に関しては平和的な妥協に至ることができ、マネージャーが企業レヴェルの戦略をたてられる範囲を狭めようとする要求をIGメタルが行なった場合には、団体交渉で痛烈な拒絶に直面した」のである。なぜなら、そこでは企業の決定権(の範囲)に関する論争が含まれているからである。

マクロコーポラティズムの時代には、第一部(と第二章)で触れたように企業運営に関する決定は雇用者の特権的な領域であった。コーポラティズムは、ミクロ戦略の放棄を前提としていたからである。しかしながら、一九七八年ストライキで問われた争点は、労使双方の戦略の転換を前提とした新しい争点であり、企業の決定権に関する論争を伴っていたのである。

この点は、ストライキ中に明らかとなった「タブーカタログ」が明瞭に示している。西ドイツの有力紙「ツァイト」に暴露されたこの文書——一九六五年以降存在し一九七五年以降は毎年改訂されてきた内部秘密文書で、正式には「中央

の帰結を明らかにしていきたいと思う。

### 脚注

### 第三章

- (1) A. Markovits (1986) *op. cit.*, pp. 137-157.
- (2) *ibid.*, p. 145.
- (3) *ibid.*, pp. 147-157.
- (4) K. Thelen (1991) *op. cit.*, p. 113.
- (5) *Der Gewerkschafter* (no. 6, 1977)
- (6) A. Markovits and C. Allen (1984) *op. cit.*, p. 166.
- (7) *ibid.*, pp. 166-169.
- (8) W. Sreeck (1981) *op. cit.* 以下依拠した用語は「*ibid.*」。
- (9) A. Markovits and C. Allen (1984) *op. cit.*, p. 167.
- (10) A. Markovits and C. Allen (1981) *op. cit.*, A. Markovits (1986) *op. cit.*, 127-129.
- (11) W. Sreeck (1981) *op. cit.*
- (12) *ibid.*
- (13) K. Thelen (1991) *op. cit.*, pp. 119-121.
- (14) *ibid.*, p. 119.
- (15) *Die Zeit* (1978, 1.26), "Die Tabus der Arbeitgeber: So sieht Widerstandsklinie gegen die Gewerkschaften aus".
- (16) A. Markovits (1986) *op. cit.*, p. 146.

で調整されるべき賃金と団交渉項目に関するリスト」と題されている——は、B D A 構成組織が労働組合と交渉しうる範囲と交渉してはならない範囲を制限するものである。その目的とは、労働条件や労働時間、労働内容といった分野で経営側の裁量権と自由を確保するという点にこそあった<sup>(15)</sup>。文書の中にはいくつもの項目が列挙されており、その中には労働時間の短縮に関する条項も含まれていたのである。

生産過程の合理化とテクノロジ導入という事態に直面して労使双方が行なった戦略転換は一九八〇年代中盤にはいっそう激しい労使対立と政治論争につながっていくが、一九七八年はその先駆けとなるものだった。たしかに、「フレクシビリティ」という争点自体は今次のストライキではそれほど明確になったわけではなく、むしろ(次章で検討する)一九八四年に重要な意味づけをもつて登場するのだが、七八年のストライキにおける労使双方の戦略転換が一九八〇年代の労使関係と政治の展開を特徴づけていたことを考え合わせるならば、一九七八年は「フレクシビリティ」追求をめぐる対立の第一ラウンドであったと言えることができる。次章では、一九七八年ストライキにおける I G メタルの要求である週三五時間への労働時間短縮が、D G B の支持も取り付けることでより大規模に問われた一九八四年の労使紛争と、それに続く一九八六年の労働法改正論争に焦点を移し、新たな争点と対立

## 第四章：一九八四年労働時間短縮をめぐる政治学

第四章では、ドイツ連邦共和国史上最大の労使紛争といわれる一九八四年の「週三五時間への労働時間短縮」闘争の過程とその帰結を明らかにする。今次の紛争は一九七八年ストライキの延長線上にあるものだが、その規模と帰結はより重大な意味を持つものである。第一に、一九七八年のストライキでは労働時間短縮の分野での進展はほとんど見られなかったが、八四年のストライキでは週三八・五時間労働への時間短縮が実現した。第二に、七八年には「タブーカタログ」の存在によって過あたりの労働時間短縮に関する労使双方の妥協が実現しなかったが、八四年にはその後の労使関係の基本枠組ともなる妥協が成立したのである。ある論者がこの労使の妥協を「新しい労働時間体制の成立」と呼んだように、一九八四年の労使交渉は新しい妥協の型へ導いたものとして重要である。実際八四年以降二度にわたって三五時間労働への労使交渉が持たれるが（八七年／九〇年）、どちらの交渉も八四年に成立した妥協形態にしたがって平和的に協議を終了している。また労働時間問題に限らず、労働組合のその他の「質的」要求——たとえば新テクノロジ対策の領域などに関する労使交渉も一九八四年に成立した枠組を前提としたものと

フレクシビリティと政治の変容

なっている。第一部で論者は、フレクシビリティをめぐる論争は労使双方にとって「長期的に重大な影響をもたらす決定的な選択」になると論じたが、一九八四年に成立した「妥協」はまさにこうした意味での選択となったのである。

しかしながら、一九八四年のストライキ闘争はフレクシビリティの追求をめぐる「第二ラウンド」にすぎなかった。新自由主義的な立場を採ろうとするコール政権は、第二ラウンドを受けるかたちで、労働組合を追い込む労働法改正に乗り出すことになる。すなわち「第三ラウンド」である。両者は密接に関連しており本来分離して論じることはできないが、本章では第二ラウンドの労使双方の対立と妥協にとくに焦点を合わせたいと思う。本章では、政権の「フレクシビリティ」論争に対する立場は必要な範囲で触れるに止め、より包括的には次章で述べることにする。

### (1) 労働組合にとっての「週三五時間労働時間短縮」

——「所得の配分から労働の配分へ」

前章で論じたように、労働組合は新技術の導入や合理化の進展による失業（とその危険性）の増大、雇用者側の攻勢に對して受け身になっていたわけではない。とりわけIGメタルのように、DGB加盟の労働組合のなかでラディカルな立場を採ってきた組合にとっては、SPD主導の政権に依存す

る「協調派」の戦略が意味を失っていく中でそれに代わる新たな戦略を提出することが必要であった。事実一九七八年以降IGメタルは、週三五時間への労働時間短縮による失業問題の解決という危機への対抗戦略を提出していたのであり、一九八四年はその戦略が全国で大規模に問われる年となったのである。

一九七八年に明らかとなったIGメタルの新戦略の新しさとは、第三章ですでに論じたように労働時間の短縮によって失業問題を解決しようとするところにあった。たしかに、労働時間の短縮自体は戦後労働運動の主要な経済的要求の一つであり続け、DGBも一九五五年の「週四〇時間労働」の議決に従って着実に労働時間の短縮を勝ち取ってきたのだが、この場合、労働時間の短縮それ自体が目的となっており、要求は労働条件の改善や「労働の人間化」<sup>2)</sup>の観点から正当化されてきたのである。しかし一九七八年以降の時間短縮闘争の核心にあったのは、それを手段として失業問題の解決という目的を達成するという点にこそあった。

労働時間の短縮によって失業問題を解決するという戦略は、労働者間の連帯に依拠する一種の「ワークシェアリング」の試みであるということができる。なぜならこの戦略は、危機の中で減少する雇用が労働者全体の共通財産であるとする考えをその前提としているからである。それゆえ、住沢が西

ドイツ「週三五時間労働スト」の提起したものとして労働側の戦略を「所得の分配から労働の分配へ」と特徴づけたのは、それがIGメタルのスローガンであるということと同時に戦略の適切な表現だったのである。<sup>3)</sup>

IGメタルがこうした戦略を一九八〇年代労使関係の主要なテーマとして選択したのは、単に失業が増大し続けていたからというばかりではない。むしろIGメタルにとつて、失業を容認することは社会における労働組合の役割にとつて重大な疑念を生じさせることにもなりかねなかつたからである。一九八〇年代に入ると、合理化と産業の再編成が進む中で失業率は倍増して社会の二重化が進みつつあつた。すなわち、すでに職を持っている人と失業者との、あるいは「合理化勝者」と「合理化敗者」<sup>4)</sup>との間の格差の広がりや明白なものとなりつつあつたのである。「三分の二社会」論や「先進国における新しい貧困」の問題がマスコミの関心を引き始めていた。そうした状況の中で労働組合が進歩的な社会勢力としての地位を維持しようとするならば、増大し続ける「失業状態にある労働者」の利益をも代弁する勢力でなければならなかつたのである。完全雇用時代には問題にならなかつたが、大量失業という危機の中で労働組合が社会の主要な進歩的勢力の中核であり続けられるかどうかは組合に問われた課題であつた。その意味で組合は、労働者間の「連帯」とそれに依

拠した組織力を失業の犠牲にするわけにはいかなかった。一九八四年ストライキは、こうした意味で労働組合にとつてきわめて重大な時となっていたのである。

しかしながら、ワークシェアリング構想が労働組合の新しい構想であるとするなら、それを実行する戦術にも新たなものが必要とされるはずである。労働組合は、全労働者一律に週三五時間労働時間への短縮を保証することで企業が新たに労働力を補う必要性を生じさせ、雇用者に新規の労働者を雇用させようとした。重要なことは、労働組合のこうした戦略が、労働市場において失われつつある労働組合の対雇用者上の交渉権力を取り戻し、さらに労働者の雇用という企業の特権的な決定分野に関して労働組合の発言権と権限とを獲得しようとする試みであったということである。労働組合は、企業権力に対する圧力を強めることによつて——雇用者の「タブー」と対立しても——産業再編期における進歩的勢力としての地位を獲得しようとした。すなわち、第五章ですでに論じたように時短をめぐる論争とは、世界経済の融合化とテクノロジーの高度化が進む中で産業の再編成をいかにすすめるかという論争の明らかな端緒となっていたのである。

しかしながら、そうしたラディカルな戦略を、失業の増大によつて労働市場権力も失い、また社会／自由連合政権の崩壊によつて政治権力をも失った労働勢力が自己の組織力にの

## フレキシビリティと政治の変容

み頼つて追求しなければならないということは今まで以上に困難なものとなるのが容易に推察できる。だがIGメタルをはじめとする労働勢力には、もはやその道しか残されてはいなかった。たしかに、西ドイツ社会において労働組合が週三五時間労働への時間短縮を政治的争点としうるだけの力を保持し続けているという事実は、西ドイツ労働運動の強さを示すものであるが、同時に、政府に頼ることができず増大する失業に直面して失われつつある自らの組織力に頼つて戦略を実行しなければならぬということとは、この段階での組合の立場の弱さをも示していたと理解されるべきであろう。

### (2) 労働時間短縮をめぐる対立

一九八三年の大会でIGメタルは、「失業者との連帯」をスローガンに全金属産業レヴェルで週三五時間への時短要求に最大の優先権を与えることを決議した。一九七八年のストライキが全金属産業中の鉄鋼産業に限られていたのに対し、DGB加盟労組内最大で自称西半球最大の組合員を組織するIGメタルが組織を挙げてストを打つ構えを見せたのである。

しかしながらIGメタルの交渉（対立）相手であるゲザムトメタル（Gesamtmittel）もドイツ使用者団体連盟（BD A）もいかなる形の労働時間短縮にも反対し、大規模な労働争議をも受けてたつ姿勢を示し、両者の主張はまったくの平行線

を辿っていた。ゲザムトメタルの執行委員長 (Geschäftsführer) であるキルヒナー (Dieter Kirchner) は、「数週間のストライキは経済の弱体化をもたらすだろうが、それでも週三五時間労働を前提とした状況よりもましなものだろう」と主張し、金属総連盟としての対決姿勢を鮮明にしていたのである。双方の要求と主張がこれほどまでに先鋭に対決していたのは、労使双方とも、今回の労働時間短縮闘争が、今後の長期的な労使関係／社会の権力関係に影響する重要な対立であることを認識していたからである、と評してよい。

しかしながら、ストライキはきわめて厳しいものになったにもかかわらず、最終的には双方で妥協が成立した。妥協の成立には、DGB内「協調派」の組合である建設／土石労働組合の前代表で、以前に社会民主党から国防大臣にも就任したこともあり、良識派として労使双方から信頼されていたゲオルグ・レーバー (Georg Leber) が仲介役となつて、双方が「みずからの勝利」と宣伝した妥協案をまとめあげたのである。しかしながら、双方が「勝利」と主張したことからもわかるように、この妥協はきわめて微妙な妥協であった。それゆえ、この妥協の性格を理解するためには、ストライキ以前の対立の過程を跡付ける必要がある。

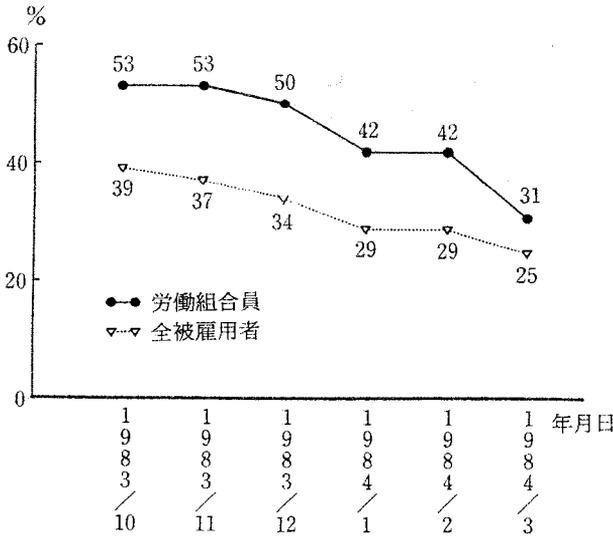
### (3) I Gメタル戦略の困難性

#### ① 政府の反対と市民の支持の低さ

容易に予想されたことだが、I Gメタルは運動遂行の上で多くの困難に直面せざるを得なかった。その第一は、先に論じたように労働組合が自己の力だけに頼つて要求を実現させなければならなかったということが、(西ドイツ労働組合の強さでもある反面) その政治的弱さを反映せざるをえなかったということである。一九八二年に成立したコール政権は、I Gメタルの「時短闘争」を「ばかけており、くだらない、おろかな」要求であると決めつけていた。また第二に、一九八四年一月の失業率は戦後最大規模に達し(二五四万人／十・二パーセント)ていたにもかかわらず、世論調査による政府、とりわけCDU/CSUに対する国民の支持率は高かった。

これに対し、三五時間労働の要求という労働組合のスローガンに対する支持は、八三年一〇月以降の動員の努力にもかかわらずしだいに低下してきており、組合はこうした傾向を雇用者側の世論操作だと一笑に付していたにもかかわらず、こうした傾向が組合員の間にも広がっていることを考え合わせると、深刻な事態に至っていることは明白であった。グラフ4-11に見るように、ゲザムトメタルの依頼によつてエムニト研究所 (Emnid Institut) が行なった世論調査では、一

グラフ 4-1：「週三五時間労働」要求への支持



出典：Der Spiegel, Nr. 13. 1984. Seite 19.

九八三年の一〇月段階で組合員の五三パーセント、被雇用者全体の三九パーセントがIGメタルの要求を「正しい要求」であると考えていたにもかかわらず、紛争が近づくにつれて一九八四年の二月段階では、組合員でも三一パーセント、全被雇用者に至っては二五パーセントの支持しか得られていなかったのである。この傾向は、ZDFの依頼でマンハイム選挙研究グループ (Die Mannheim Forschungsgruppe Wah-len) によって実施された世論調査でも確認されている。世論の一般的な楽観主義と組合の要求に対する支持の低さに関係して、この問題はコール政権に対する支持率にはほとんど影響していなかったの<sup>(5)</sup>である。

## ② DGB内部の分裂

第二に、しかしながらコール政権の労働運動に対する冷淡な態度以上に組合にとって深刻な問題であったのは、DGB内部と組合員レヴェルにおいて「三五時間労働の要求」に対する支持という点で完全な一致が存在しているわけではなかったことである。たしかに、DGB内部の「協調派」グループの戦略——シュミット政権をあくまで支え、国家政策による景気回復を待つ戦略——は政権の崩壊とともに消え失せてしまっており、DGBにとって「行動派」IGメタルの新たな戦略——自らの力に頼る——しか道は残されてはいな

かった。事実、DGB内部の主導権はこの時期に「協調派」からIGメタルを中心とする「行動派」に移行していた。すなわち、DGBの協調派に支えられてきた議長フェッター(Heinz-Oskar Vetter)に代わって、IGメタルの主導によって公共セクターの労働組合からブライト(Ernst Breit)が一九八二年に議長に選出されていたのである。このことは、DGBがIGメタルのラディカルな主張を支持することとありあえずは意味していたが、繊維/建設/科学/食品などの「協調派」労働組合は、理性的な賃金要求ととりわけ三五時間労働運動要求に対する反対を最後まで崩さなかった。DGBは、労働時間短縮闘争に加盟各単位組合間の相互協力と相互扶助を求めたにもかかわらず、DGB加盟全一七組合のうち、当初は五組合、最終的にも七組合だけが週労働時間の三五時間への短縮を組合の最優先課題として認めたにすぎなかった。週三五時間労働を要求した労働組合間の協力関係は比較的良好であったにもかかわらず、その他の組合では——たとえば一九八四年の始めには、IG Bergbau und Energie(鉱山・エネルギー組合)は年度要求を賃上げのみに止めていたし、IG Bau-Steine-Erden(建設・土石組合)では経営者側と三・三%の賃上げと同時に早期退職プログラムを交渉テーマとする協約を結び、一九八八年までは週労働時間を四〇時間とすることで合意していた。また、食品・嗜好品・飲

食業組合は、一九八八年までの週四〇時間労働と早期プログラムで協約締結に達した。金属産業で労働争議がつづいている最中にあつても、週労働時間の短縮による雇用促進という彼らのコンセプトとは明らかに異なる協約が——例えばIG Textil und Bekleidung(繊維・衣服組合)では、早期退職プログラムと三・三%の賃上げが——締結されるというありさまであった。IGヒュミーにいたつては、週四〇時間労働を評価していたばかりでなく、労働組合の存在自体がかつていと主張するIGメタルのシュタインキュラー(Franz Steinkühler)を「左翼的なアジテーター」として暗に批判すること、雇用者に対する自らの立場を有利にしようと試みさえしていたのである。このように、一九八三/八四年の労使交渉の目標としての週労働時間短縮闘争に対する組合間の協力、相互扶助はほとんど感じられることがなかった。結局、一九八四年の労働時間短縮闘争は、金属産業と製紙産業において単独で戦われることになるが、このことは労働運動の分裂を印象づけていたのであった。

協調派労組は、単に戦略的思考ばかりでなくその実現性をも考えるならば、労働時間短縮は週三五時間労働への時短ではなく、生涯労働時間の短縮——すなわち早期退職プログラム——によって行なわれるべきである、と主張していた。また彼らは、週三五時間への労働時間短縮は雇用創出に失敗す

るばかりでなく、現在雇用されている労働者の雇用をも危うくし、市民の支持も獲得できないであろうと主張していた。事実、表四—一に見るように各種の世論調査の結果を見るかぎりでは、週三五時間労働に対する支持はきわめて低く、もし労働時間の短縮を行なうならば、それは早期退職によつて行なわれるべきであるという主張に対する支持の方が高かったのである。

政府と雇用者団体にとつてはこうした労働運動内部の分裂を利用しない手はなかった。政府と雇用者はこうした協調派労組の主張に沿う形で早

表 4—1 労働時間短縮の形態に関する選好

カテゴリー (全1037人)		週労働時間短縮	休暇の延長	早期退職
全質問者		20.4	35.8	43.8
年 齢	18—28歳 (255人)	33.2	45.6	21.1
	29—38歳 (277人)	20.9	38.6	40.5
	39—48歳 (265人)	15.9	34.9	49.5
	49—60歳 (240人)	11.5	23.0	65.5
職 業	研究者／マネージャー (99人)	25.8	29.8	44.4
	社会福祉サービス業 (80人)	27.9	40.2	32.0
	商工業／交通サービス業 (197人)	23.3	36.0	40.7
	事務職員 (230人)	16.0	43.3	40.8
	工場労働者 (297人)	19.5	33.8	46.7
	その他 (87人)	17.4	24.2	58.3
労働組合員ですか？				
はい (ja) (283人)		19.0	30.4	50.6
いいえ (nein) (754人)		20.9	37.8	41.3

出典：Uwe Engfer, Karl Hinrichs, Claus Offe und Helmut Wiesen-  
thal. "Arbeitszeitsituation und Arbeitszeitverkürzung in der Sicht der  
Beschäftigten: Ergebnisse einer Arbeitnehmerbefragung," in  
*Mitteilungen aus der Arbeitsmarkt- und Berufsforschung* (1983/16.),  
Seite 91-105.

期退職プログラムを提案し、法案化したのである。雇用者もこうした政府のプログラムを利用して早期退職をめぐる協約を結ぼうとし、事実「協調派」労組とは協約締結に成功していたのである。雇用者やコール政権のねらいは、確実にIGメタルの主張の孤立化に置かれていた。<sup>(18)</sup>

### ③ 二つのロジック——労働組合のディレンマ

このように、週三五時間労働の要求は政権の支持を欠き、市民の支持も固められず、またDGB内部の統一も取り付けられなかった。しかしながらIGメタルの危機対抗策はさらなる困難を抱えていた。たしかに「労働時間の短縮はより多くの雇用を意味する」というIGメタルのポスターに示されている組合の「手段—目的の連関」のロジックは、雇用者の失業「対策」——すなわち、企業の国際競争力の回復を通じた景気回復による失業問題の克服——よりも論理的説得力が劣るというわけでは決してない。この点は強調されておかなければならない。しかしながら、「労働時間の短縮→労働力の供給減少→雇用者が労働者を雇用する必要性の上昇」という労働組合のロジックと同様、雇用者の反組合の主張である「労働時間の短縮→労働コストの高騰→企業の国際競争力の減退→職業の減少」という雇用者のロジックにも十分な説得力がある。そしてこの点が労働組合をディレンマに追い込む

ことになる。

労働組合の「ワークシェアリング構想」が固有の前提条件を伴っていたことはすでに述べた。すなわち、週あたり労働時間の短縮による失業問題の克服という主張は一種の「階級連帯戦略」——現在存在する雇用は労働市場に依存している労働者全員の共通財産であるという認識を前提としているため、この戦略はある種の「公共財問題」を抱えているのである。<sup>(19)</sup> というのは、この政策がもたらすベネフィットはこの政策がもたらしかねないコストとは逆の関係が成立しており、現在失業状態にある労働者は一方的なベネフィットを享受する（職業を得て安定的な収入を保証される可能性）反面、現在雇用状態にある労働者は一方的にコストを負う（自己の賃金や職が奪われるかもしれない可能性）、という関係になっているからである。戦略との関係で言えば、このことは、組合側の「手段—目的の連関」のロジックは失業者にとっては説得力を持つ反面、雇用者のロジックは、現在雇用状態にある労働者にとって説得力のある主張となっている。それゆえ、IGメタルは決定的なこの点をクリアしようとし、雇用者団体はこの点を衝こうとしたのである。

雇用者は、世界的な景気停滞と国際競争が高まっている中で労働時間の大幅な短縮は労働コストを高めて企業の国際競争力を削ぎ、それは最終的には現在の雇用自体をも危機に陥

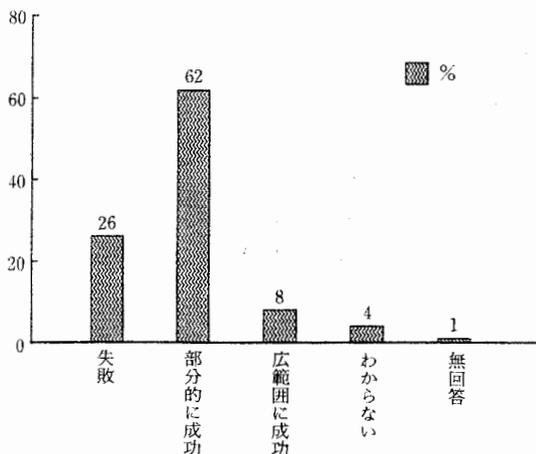
れるだろうと主張し続けた。雇用者による街頭宣伝では、「三五時間労働は職業キラー」「極東の競争相手は三五時間労働大歓迎」といったポスターが貼られ、組合の主張が現在の雇用者の利害関係にもたらしかねない危険性を鼓舞することで組合の主張の説得力を低下させること——とりわけ現在仕事に就いている労働者の危機感を煽ることに躍起になっていたのである。彼らは逆に、組合の労働時間政策に対抗して、労働時間の短縮ではなく企業別に多様で「フレキシブルな」労働時間編成を可能にすることによって企業の国際競争力の回復を図るよう要求した。労働組合は、大規模に三五時間労働を実施することが労働時間を企業別に設定することからくる労働者の「分断化」への対抗策であると考えており、その意味で雇用者の主張は組合の要求と真つ向から対立するものであった。しかしながら雇用者は、独自の調査から被雇用者や多くの市民が週三五時間労働を必ずしも支持しているわけではないことを十分知っていたのである。

事実、労働時間の短縮による失業問題の克服というIGメタルの「階級連帯戦略」は、現実の個々人の組合員レベルでは「階級連帯戦略」として機能していなかった。すなわち、ストを実施して（あるいはその構えを見せて）労働争議を成功させるためには、組合中央はスト突入を決定する組合員投票に成功しなければならず、そのため組合中央の闘争方針と

フレキシビリティと政治の変容

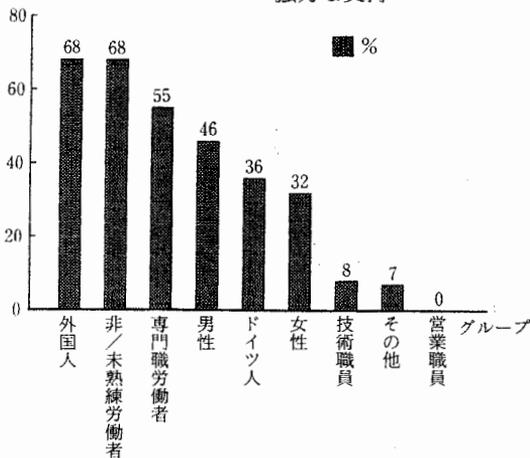
戦略決定に関する組合員レベルでの支持を固めようと、通常、ストライキ投票以前に組合内部の集会やピラ、討議などで説得が試みられる。しかしながら、実際の紛争地域であったバーデンビュルテンブルク州のシュツットガルトで行なわれたインタビュー調査によれば、IGメタル中央が指揮した多くの活動のなかで一般に成功を取めたとされるのは、今回の労働争議において「組合が決定的に試されている」という点に関する説得活動のみであり、労働時間の短縮によって失業者の雇用機会を高めるという本来の目標に関する説得は、グラフ四—二に示されているように必ずしも成功していたとはいえなかった。また、六〇年代以降のドイツの高度経済成長過程のなかで、産業の担い手というばかりでなく、企業内外での被雇用者／組合活動の中心的役割を果たしてきたドイツ人男性専門職労働者は、経済危機を背景とした産業再編成が進むなかでも、必ずしも現在の地位の喪失に直結するというわけではなく、それゆえ外国人や女性、障害者や未熟練労働者といった危機に直接打撃を受けている社会的に不安定なグループに対し、集団的な組合運動で対処していくという方向ではなく、むしろ自らを囲い込んでいくという傾向を助長しがちであった。この傾向は、警告ストライキに対するグループ別参加率を示したグラフ四—三／四—四に明確に見ることができると。すなわち、活動に参加した組合メンバーは、か

グラフ 4-2 : 「週三五時間労働」支持への説得



出典：Reinhard Bahnmüller, Der Streik: Tarifkonflikt um Arbeitszeitverkürzung in der Metallindustrie 1984., Seite 100.

グラフ 4-3 : グループ別に見たストライキ行動への参加率  
—— 強力な支持 ——



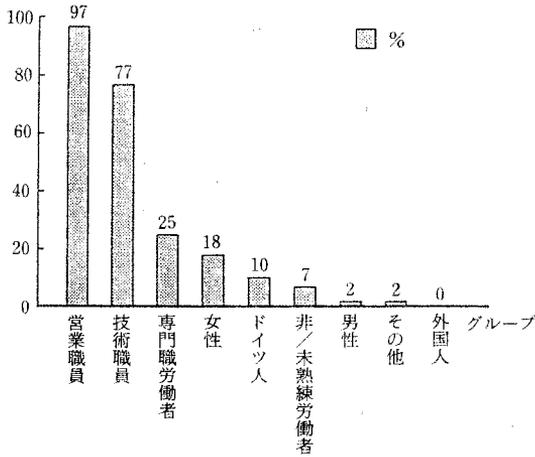
質問：従業員グループのうち、どのグループがストライキを強く支持していましたか？

出典：Reinhard Bahnmüller, Der Streik: Tarifkonflikt um Arbeitszeitverkürzung in der Metallindustrie 1984., Seite 95.

グラフ4-4：グループ別に見たストライキ行動へと参加率 (2)

—— 弱い支持 ——

フレキシビリティと政治の変容



質問：従業員グループのうち、どのグループがストライキを弱くしか支持していませんでしたか？

出典：Reinhard Bahnmüller, Der Streik: Tarifkonflikt um Arbeitszeitverkürzung in der Metallindustrie 1984, Seite 95.

つての組合運動を支えていた組合の中心的な勢力であるドイツ人専門職から、外国人や非(未)熟練労働者といった雇いが脅かされやすい層中心に移行している。先に議論したような階級連帯戦略にともなう雇用の安定性によって区分される労働者間のコスト・ベネフィット関係を考えるとき、このような傾向が次第に明らかになっていったことは、「労働時間の短縮による失業の克服」という戦略が、事実上、単なるスローガンに過ぎなくなっていることを強く示唆していたのである。労働者の市場における地位は様々であり、そのため組合の主張が説得力を持つか、経営側の主張に根拠があるかは、個々の労働者の現在の状況によってそれぞれに解釈されることになる。こうした労働者間の利害の多様化とIGメタルの階級連帯戦略の間に生じた矛盾は、十分解決されなかったのである。

組合中央は、階級連帯戦略につきまとうこうしたディレンマが実際に表面化して組合運動の決定的な敗北——すなわちスト投票に失敗するという事態——に追い込まれないように、本来の目標とは論理的に直接関わりをもたないもうひとつの要求を雇用に對して掲げていた。IGメタルは、階級連帯戦略遂行上決定的な意味をもつ現在雇用状態にある労働者の支持と動員を得るために、労働時間の短縮が賃金の減少につながってはならないとして、同時賃上げによる「賃金

完全保障の上での時短」をスローガン化していたのである。

このスローガンは、高い賃金は消費を増大させるということ以上に、現在の被雇用者の支持を得ることを最大の目的にしていたことは明白であった。I・Gメタルの主張する戦略では、失業者のためになぜ受け取って「しかるべき」賃金を放棄しなければならぬのか？、という疑問が被雇用者の側に生まれかねない。「公共財問題」が雇用者の攻勢の口実となるばかりでなく、組合が自らの内部の反対によって敗北するという最悪の結果をもたらしかねない戦略上のディレンマを回避するために、「賃金の完全保障」の要求は時短による失業の克服という目的とは論理的には係わりがないにもかかわらず、戦略上組合にとっては譲れないものだったのである。(さらに、組合は組合員と市民の支持を得るためにさまざまな手段を講じて、「労働時間の短縮によって早く家に帰れます」というポスターが示すように、一九七〇年代半ばの「改革のユウフォーリア」時代にさかんに議論された「労働の人間化」が組合の三五時間労働要求に加えられたが、これらは「階級連帯戦略」を遂行する労働組合のディレンマを克服するという性格のものではない。)

組合のこうした主張はマスコミの大きな批判的とならざるをえなかつた。労働組合は失業者救済という大義名分をいながら自らは犠牲になる用意がないと批判するものがマス

コミに登場してきたのである。<sup>(29)</sup> マスコミは、コスト中立的な時間短縮、すなわち賃金調整のない三五時間労働を主張していたが、労働組合は先に述べた理由から「賃金の完全調整を伴った時短」を譲ることはできなかった。それゆえ組合は、労働時間短縮が企業にもたらすコストをなんらかの形でクリアすることが求められることになったのである。労働組合は、合理化や労働の強化によって時短の雇用効果は五〇パーセントであるというデータを基にして、そのコスト増を六・二五パーセントと計算し、一九八二年の企業利益増八パーセントに翌年の予想利益増を加えれば、企業は時短によるコスト増に十分耐えうると主張したが、組合がそのコスト増を低く評価すればするだけ、企業の経営努力を認めざるをえなくなるという論理的帰結を導いてしまった。しかしながら、この点を認めてしまふならばかえって雇用効果が生じにくくなり、本来の組合の主張であつた「労働時間短縮による失業問題の解決」は遠のいてしまふというきわめて深刻なディレンマに直面せざるをえなくなつたのである。<sup>(30)</sup>

ストライキ突入以前の労使双方のこうした論争と駆け引きは、その後成立した妥協を理解する上できわめて重要な示唆を与えるものとなつている。論理的には労働組合の「手段—目的の連関」の説得力が必ずしも低いわけではなかつたにもかかわらず、その説得力は次第に低下していった。<sup>(31)</sup> さらに、

「完全賃金調整を伴った時短」を主張することによって組合が受けたマスコミからの指摘に示されているように、三五時間への労働時間の短縮に伴う企業のコストをめぐる論争が雇業者と労働組合の対立の主軸になりはじめた。それゆえ、生産性の向上や企業の競争力の維持との間で組合戦略は何らかの妥協を図らなければならなくなっていたのである。

#### (4) ストライキの労使間妥協の性格

労使間で何度が交渉が持たれたにもかかわらず、双方が自己の立場を譲らないことが最終的に明らかになると、ストライキは避けられないものとなった。IGメタルのストライキ戦略はいわゆる「ピンポイントストライキ」といわれるもので、日本的生産方式の拡大によって、企業間の相互依存が高まっていることを利用して、特定地域と企業にストライキを集中することで、その影響力の範囲を実質的に拡大するというものであった。ストライキ場所として選択されたのが、ノルトバーデン・ノルトビュルテンベルクとヘッセンであり、組合はストを打つための組合員投票を行なった。投票に際して組合指導部は、組合員の間でも三五時間労働への支持が低いことを意識して、労働組合の敗北が単なる時短問題での敗北にとどまらずに労働運動自体の敗北につながるとの警鐘をならし続けた。実際金属産業の雇業者団体の責任者からは、

IGメタルがストを打つことはできないであろうとの見込みが表明されていた。それゆえ、しばしば世界的な労働運動退潮の中で西ドイツ労働の組織的動員の成功とみなされるスト賛成多数は——事実、両地域でスト賛成票は、必要票数七五パーセントを超え、八〇パーセント以上に達していた——、実際には、雇業者とコール政権の労働運動への傲慢な態度に対する反発と、三五時間短縮闘争以外での組合の存在力の低下を恐れた組合員の行動とみなされるべきである<sup>(25)</sup>。五月十四日にはバーデン・ビュルテンベルクで、翌週にはヘッセンにおいてストライキに突入した。

予想されたとおり雇業者団体は大量のロックアウトでストライキに対抗した。雇業者側の戦略は組合の戦略と同様、単にストが実施されている企業ばかりでなく、その企業の操業停止によって影響を受けた企業でも操業を停止させて事実上のロックアウトを行なってその影響力を拡大させることであつた。「冷たいロックアウト」と呼ばれる雇業者のこうした戦略は、紛争をきわめて大規模なものとした。ストライキ参加人数は五万八千人、ロックアウトの影響を受けた人数は十四万七千人、レイオフされた人数は二十五万人に及ぶこととなった。ストライキの期間は六週間も続き、連邦史上最大の労使紛争に拡大したのである<sup>(26)</sup>。(表四—二参照)。

ストが五週間目に入ると、労使双方は妥協すべきであると

表4-2 1984年金属産業におけるストライキ

地域	第1週 (3.12-18)		第2週 (3.19-25)		第3週 (3.26-4.1)		第4週 (4.2-8)		第5週 (4.9-15)		第6週 (4.16-19)	
	合計	%	合計	%	合計	%	合計	%	合計	%	合計	%
Stuttgart	13777	49	48714	36	34313	31	158145	43	831	3	1416	1
Frankfurt	5375	19	11523	8	20880	19	21785	6	625	2	26369	23
Essen	7865	28	4248	3	29743	27	24933	7	1930	7	19104	17
Hagen	350	1	13131	10	2540	2	4416	1	-	-	11851	11
Hamburg	-	-	850	-	8280	7	48661	13	6810	24	420	-
Köln	-	-	150	-	7800	7	12450	3	18250	64	300	-
Hannover	-	-	-	-	-	-	66524	18	30	-	35138	31
München	-	-	53630	40	-	-	25506	7	-	-	7884	7
Münster	-	-	4497	3	7069	6	3319	-	-	-	9100	8
Berlin	-	-	450	-	950	-	1300	-	-	-	-	-
連邦計	22067	100	137193	100	111575	100	367089	100	28476	100	112682	100

出典：Reinhard Bahnmüller, Der Streik: Tarifkonflikt um Arbeitszeitverkürzung in der Metallindustrie 1984, Seite 92.

いう世論が高まり、組合の妥協要求に雇用者が応じることになった。社会民主党政権下の前国防大臣で、以前DGB内部「協調派」労働組合の一つ建設/土石労組の議長でもあったゲオルグ・レーバーが調停案の作成者として選ばれ、保守的な法学者であるリュタース(Bernid Rütters)とともに労使双方が受け入れ可能な調停案をまとめあげたのである。六月二十六日に提出された調停案に対し、労使双方の調停委員会は受け入れを承認してストライキは終焉する。

レーバーの調停案は、労使間の主張を双方に一定程度満たす妥協的な性格をよく示していた。またこの妥協案は、前節で跡付けたような政府/労使間/マスコミを巻き込んだ論争の過程で明らかとなりつつあった問題をきわめてよく反映したものとなった。すなわち、雇用者は労働組合の主張であった労働時間の短縮と賃金上昇を受け入れる代わりに、労働組合は企業のコスト低減を可能にするようなフレキシブルな労働時間編成を企業レベルで実施することを容認する、というものである。要するに労働時間短縮とフレキシビリティを相互トレードオフすることによって妥協が成立したのである。それゆえ、労働組合は週四十時間労働という雇用者の「タブー」を突破したとして一九八四年ストライキを労働の勝利と位置付け、また雇用者団体は、「硬直的な中央レベル交渉を打ち破ってフレキシブルな企業運営」が可能になったとし

て勝利宣言したのである。

双方を納得させたレーバーの妥協案の骨子は次の通りである。第一に、一九八四年の三・三パーセントの賃金上昇を行なうこと。第二に、一九八五年四月一日以降労働時間を現在の週四〇時間から三八、五時間に短縮すること。第三に一九八五年四月からの時短実施以降の賃金補償のために一九八五年の三・九パーセントの賃金上昇を認めること。第四に、労働時間の実施にあたっては個々の事業所におけるフレキシビリティを容認することである。時短の実施以上に重要であったのは、実施のフレキシビリティを確保するために労働時間編成の責任を個々の企業や事業所における雇用者と事業所委員会との個別交渉に委ねたことである。中央レヴェルで結ばれた協約では週三八、五時間労働という枠組を決めたにすぎず、その実施にあたっては、企業内部で個々の雇用者と事業所委員会双方の交渉によって、協定に定められた「フレキシブル条項」と「差別化条項」を利用して、企業が市場と生産システムの特性に合わせてその条項が利用できるようになったのである。

フレキシブル条項とは、雇用者が労働時間編成を行なうに際して、時間的なフレキシビリティを確保することができる条項である。週あたり労働時間の短縮が二カ月間単位で計算して平均週三八・五時間になるならば、休日拡大でも週あた

## フレキシビリティと政治の変容

りの労働時間短縮でも一日当たりの短縮でもよいことになっている。この条項によって企業は、機械の操業時間や季節ごとの市場の変動にあわせて独自に運営することが可能になった。また差別化条項とは、週三六時間から週四〇時間までの範囲内であるならば企業内被雇用者の間で労働時間を不平等に配分することを認める規定である。事業所内部の平均労働時間が三八・五時間になるならば一部の被用者には現在まで四〇時間労働を、他の被用者には三八・五時間以下の労働時間を実施できる。この条項によって企業は、不足に悩む熟練労働者は確保することができると同時に、新技術の導入によって不要になった非熟練労働の縮小を両立できるようになった。こうした様々な組合せの中でどのような形態を選択するのかは、中央レベルでの交渉ではなく、企業や事業所内部の雇用者と事業所委員会との交渉に任されている。企業はいまや、国際的競争の中で市場の敏感な動向や変化に対応させて労働時間のスケジュールを組み、職場組織のあり方を左右し得るようになった。しかしながら、このことは国際競争力と収益性が優先される企業内部で労働の効率化の問題が交渉されることを労働組合が容認したことを意味している。事実、ストライキ以降の労働組合の行動は、事業所委員会メンバーの組合員に対して影響力を行使してフレキシブル化と差別化を避けるよう努力することであり、また企業レヴェル

での労働時間のフレキシブル化の影響は小さなものであると主張することによって、労働の効率化の問題が（産業全体というよりは）むしろ企業レヴェルの正統な交渉主題であることを容認していたのである。

労働組合は、労働時間に関して（もちろん労働時間は賃金とも関連している）産業内のすべての企業に共通の基準を適用することを主張して、組合の連帯と失業問題の解決を両立させようとしてきたが、最終的に成立した妥協は、雇用のフレキシビリティ要求を受け入れることによって、雇用者が企業レヴェルで労働の効率化を図ることを容認したのである。労働組合戦略のこうした変質は、前節で述べた労働組合のディレンマを強く反映したものであると考えられる。労働組合は、「賃金の完全調整を伴う」時短が伴うことになったコストを「調整」するために企業レヴェルでの「フレキシブル」な労働時間編成を容認してそのコストを低減させようとしたが、まさにそうしたコスト圧縮の努力は本来の目的であった雇用効果を低めるものとなったのである。労働組合が当初主張した時短による雇用回復はたしかに否定できないといえ、その効果はマージナルなものに止まったのである。この結果を導いた理由は、成立した妥協の性格以外に求めらるべきでない。労働組合にとつての当初目的であった雇用創出は、ストライキ以前の論争やその後の妥協によって、いま

や「労働時間の短縮と賃金上昇と関連した生産性協定 (Leithäuser)」といった性格のものに変化してしまったのである。

「第二ラウンド」はこうして終結した。そして成立した協定は、フレキシビリティ自体を団体交渉の中で認めた初めての妥協となった。この妥協形態は、労使協調のもとでの労使関係の分権化であると解釈できる。労使間の交渉の中心は産業レヴェルから企業レヴェルへと移行したのである。この意味で、一九八四年の労働時間短縮とそのフレキシブル化をめぐる妥協は、それ以降の労使関係の型としての「妥協」—— オツフェラの用語を用いれば「体制」—— 形態となった。産業レヴェルで何らかの統一的な基準を適用するのではなく、労働条件をフレキシブルに決定する権限を企業レヴェルに与えるという形態は、たしかに一九八四年ストライキの協約に限られるものではなかった。一九七八年以降の労働運動の要求であった週三五時間への労働時間の短縮は、一九八七年と一九九〇年の交渉によって、一九九五年までに最終的に実施されることストライキを伴うことなく決定されているが、これらの交渉は一九八四年に成立した妥協形態を踏襲することによって労使協調の下で実行されてきた。また労働時間の領域ばかりではなく、今回は詳しく触れることはできない労働組合のもうひとつの「質的要求」である熟練形成のた

めの職業訓練プログラムの実施の領域においても、産業別協約に代わって分権的な交渉システムとしての企業内事業所委員会の重要性が高まりつつある<sup>(1)</sup>。明らかに一九八四年の労使間妥協はその後の労使関係の基軸となったのである。

第一部で論じたように、経済の世界的な「融合化」過程の中でのレストランチャリングは、そのすすめ方に関するヴィジョン論争を招いたが、一九八四年ストライキによって成立した妥協によってその帰趨はほぼ決したようにみえる。新しい妥協形態は社会勢力としての労働組合にとっていかなる意味を持つものであるのだろうか。一九七八年以降、そしてとりわけ一九八四年のストライキの政治過程から理解するかぎり、産業の再編成という潮流の中で労働組合は、新たな交渉権力を求めて社会における進歩的な勢力としての自己の地位を守ろうとし、たしかに「三五時間労働による失業問題の解決」という戦略を提示した。そして二度にわたるストライキは、労使間の新たな譲歩と妥協の局面を開くこととなった。しかしながら、労働組合にとってその妥協は、個々の企業レベルでの交渉をこれ以後の労使交渉の中核に据えることによつて、個別企業の競争力の回復を組合員や労働者の利益の前提とさせることを容認したのである。労働組合は雇用者が進める「フレキシブル」戦略を大筋で認めることとなった。そして一九八七年や一九九〇年の週三五時間労働への時間短

## フレキシビリティと政治の変容

縮要求が、さらなるフレキシビリティの拡大によつて労使協調の下で実施されてきたという事実<sup>(2)</sup>は、労働組合の「新現実主義」を裏付けるものとなつていたのである。

しかしながら労働組合のこうした「新現実主義」の立場を強めたのは、単に一九八四年に成立した妥協ばかりではなかった。コール政権は一九八四年ストライキを受けた雇用者からの圧力に呼応して一九八六年には労働法の改正を行なつて労働組合をさらに追い詰めようとした。「第三ラウンド」の始まりである。

## 脚注

### 第四章

(1) ノルベルト・アルトマン「ドイツ産業における週三五時間労働制の展開と現状」『大原社会問題研究所雑誌』(no. 445, 1982) Gerhard Bosch, "From 40 to 35 hours: Reduction and flexibilisation of working week in the Federal Republic of Germany", in *International Labour Review* (vol. 129, no. 5, 1990).

(2) 労働の人間化に関しては、風間信隆「西ドイツにおける『行動計画』労働の人間化に関する研究」の展開とドイツ労働総同盟(DGB)の戦略」『明大商学論叢』(vol. 72, no. 1, 1989), *idem*, 「ドイツにおける労働の人間化の展開と労働組合の戦略」『明大商学論叢』(vol. 75, no. 2-3, 1992).

(3) 住沢博紀「所得の分配から労働の分配へ(上)(下)——西ドイツ「週三五時間労働スト」の提起したもの」『社会労働評論』(一)

九八五年一月、二月号)

- (4) この概念は、H. Kern and M. Schumann (1984) *op. cit.* に依拠している。風間信隆「ドイツにおけるMと技術革新の進展と労働の移行」『明大商学論叢』(vol. 73, no. 2, 1990) が詳しく紹介している。
- (5) *Frankfurter Rundschau* (1984-1-13)
- (6) Reinhard Bahnmüller, *Der Streik : Tarifkonflikt um Arbeitszeitverkürzung in der Metallindustrie 1984*. (VSA Verlag, Hamburg, 1985) の詳細な解説をふまへてのこと。
- (7) *The German Tribune* (1984-2-19)
- (8) *Der Spiegel*, Nr. 13, 1984. Seite 19.
- (9) *ibid.*
- (10) *The German Tribune, op. cit.*
- (11) A. Markovits (1986) *op. cit.*, pp. 415-449.
- (12) Peter Swenson, Labor and limits of the welfare state: the politics of intra-class conflict and cross-class alliances in Sweden and West Germany", in *Comparative Politics* (vol. 23, no. 4, 1991), p. 391.
- (13) R. Bahnmüller (1985), *op. cit.*, p. 130.
- (14) *ibid.* (1985), *op. cit.*, pp. 130-131.
- (15) *ibid.*
- (16) Uwe Engfer, Karl Hinrichs, Claus offe and Helmut Wiesenenthal, "Arbeitszeit situation und Arbeitszeitverkürzung in der Sicht der Beschäftigten; Ergebnisse einer Arbeitnehmerbefragung", in *Mitteilungen aus der Arbeitsmarkt und Berufsforschung* (vol. 16, 1983). pp. 91-105.

- (17) Andrei Markovits, "The Vicissitudes of West German Social Democracy in the Crisis of the 1980s," in *Studies in Political Economy* (vol. 19, 1986b).
- (18) 佐家 (1986年) *op. cit.*
- (19) Karl Hinrichs, William Roche and Helmut Wiesenenthal, "Working time policy as class-oriented strategy: unions and shorter working hours in Great Britain and West Germany", in *European Sociological Review* (vol. 1, no. 3, 1985), Karl Hinrichs and Helmut Wiesenenthal, "Bestandsrationalität versus Kollektivinteresse: Gewerkschaftliche Handlungsprobleme im Arbeitszeitkonflikt 1984", in *Soziale Welt* (vol. 37, no. 2-3, 1986).
- (20) *Die Welt* (1984-1-9).
- (21) *Die Zeit* (1984-5-25).
- (22) *ibid.*
- (23) *Die Welt* (1984-1-9)
- (24) R. Bahnmüller "1985), *op. cit.*, Seite 100.
- (25) R. Bahnmüller (1985), *op. cit.*, Seite 94.
- (26) R. Bahnmüller (1985), *op. cit.*, Seite 94-95.
- (27) K. Hinrichs, W. Roche and H. Wiesenenthal (1985) *op. cit.*
- (28) *Die Zeit* (1985-2-3).
- (29) 佐家 (1986年) *op. cit.*
- (30) *ibid.*, pp. 72..73.
- (31) K. Hinrichs, W. Roche and H. Wiesenenthal (1985) *op. cit.*
- (32) *ibid.*
- (33) Wolfgang Streeck, "Federal Republic of Germany", in John Niland and Oliver Clarke (eds), *Agenda for Change : an inter-*

*national analysis of industrial relations in transition* (Allen and Unwin, 1991).

(75) Kathleen Thelen, "Neoliberalism and the battle over working-time reduction in west Germany", R. E. Foglesong and J. D. Wolfe (eds) (1989) *op. cit.* Kathleen Thelen (1991) *op. cit.*, pp. 155-179.

(76) Kurtz-scherf and Ingrid, "Tarifpolitik und Arbeitskämpfe", in Michael Kittner (ed), *Gewerkschaftsjahrbuch 1985*, pp. 76-91.

(77) K. Hinrichs, W. Roche and H. Wiesenhal (1985) *op. cit.*, p. 222.

(78) *ibid.*

(79) 藤内和公「ドイツにおける労働時間短縮の影響(上)(中)(下)」『労働法律旬報』(vol. 1322-1324, 1993).

(80) Gerhard Leithauser, "Crisis despite flexibility", in R. Bowyer (ed) (1987), *op. cit.*, p. 183.

(81) Otto Jacobi and Walther Müller-Jentsch, "West Germany: continuity and structural change", in G. Baglioni and Colin Crouch (eds) (1990), *op. cit.*

(82) K. Thelen (1992) *op. cit.*, Birgit Mahnkopf, "The 'skill-oriented' strategies of German trade unions: their impact on efficiency and equality objectives", in British Journal of International Relations (vol. 30, no. 1, 1992).

(83) O. Jacobi and W. Mueller-Jentsch (1990) *op. cit.*, p. 151, G. Leithauser (1987) *op. cit.*, pp. 181-182.

## フレキシビリティと政治の変容

## 第五章：一九八六年労働促進法一一六条改正をめぐる政治学

第五章では、一九八六年にコール政権が実施した労働促進法 (Arbeitsförderungsgesetz) 一一六条 (以下一一六条とのみ記す) の改正を扱う。以下で論じるようにコール政権の目的は、一一六条を改正することによって、一九八四年に成立した労使双方の「妥協」を法的に強制することであつたと解釈できる。一九八四年の妥協は、労働組合が雇用者主導の再編成ヴィジョンを大筋で受け入れるものであつたが、雇用者とコール政権は相互に協力してこの妥協を「定着」させようとしたのである。この意味で一一六条改正は、産業の再編成をめぐる論争の一部を成しており、その「第三ラウンド」であると考えることができる。

### (1) 政権交替とコール連合政権の立場

一九八二年に誕生し一九八三年の選挙の勝利で市民の承認をえたコール政権は、他の欧米諸国の新自由主義政権と同様、経済回復のためには市場への回帰が最善であると考えていた。すでに見たように、社会自由連合政権の崩壊過程で自由民主党 (FDP) は新自由主義的な政党としての立場をより

確固なものにしており、キリスト教民主／社会同盟(CDU／CSU)との連合政権は、西ドイツにおける「社会的にコントロールされた資本主義」から「無制限の資本主義」への移行を告げるものだとされたのである。

新しく誕生したコール政権の姿勢(それはとりもなおさずCDU／CSUやFDPの姿勢でもある)は、第一に連邦予算削減の継続によって示されている。前政権を引き継いで新政権は、(若干の労働市場政策での支出を増加させたとはいえ)多くの社会政策分野でのさらなる予算削減を実施している。こうした予算削減策は同時期の失業の増大ともあいまって、「新しい貧困」や「三分の二社会の到来」がマスコミ紙上で論じられるまでに深刻なものとなるが、新政府の目的は単に予算カットに止まらなかった。

というのもゼンゲンベルガーが主張するように「社会政策を解体するための主要な理由はもはや財政問題ではなくなってきたからである」。むしろコール政権は、企業の国際競争力にとって「障害」となっている労働市場の硬直性を打破しようと、第一部で論じたような意味での「柔軟化」を模索しはじめたのである。この文脈では、一九八五年に成立した雇用促進法(Beschäftigungsförderungsgesetz)の成立が強調される必要がある。雇用促進法は、期限付き雇用やパートタイム労働を自由に行なう権限という人員政策上のフレキシビリティ

表5-1 被雇用者のうち期限付き労働者の割合の変化1984-86(%)

	1984	1985	1986/4	1986/11
全雇用者	4.2	6.8	7.2	8.0
男性	4.2	7.0	7.3	9.0
女性	4.1	6.4	7.1	9.0
パートタイム雇用	7.6	8.9	9.2	10.0
全時間雇用	3.6	6.4	6.9	8.0
25歳以下の若者	9.5	16.7	19.3	22.0

出典：Wilhelm Adamy, *Deregulierung des Arbeitsmarktes; Zwischenbilanz des Beschäftigungsförderungsgesetzes.*, WSI Mitteilungen (1988, August) Seite 476.

を雇用者に与えるものである。政府は、法律で定められた共同決定権自体には手をつけることなく、雇用者ばプラントの人員の配置を行なう際に、団体交渉や共同決定によって規制をうけない労働者の範疇を創出しその労働者をフレキシブルに雇用／解雇しようするようなシステムをここで導入したのである。これ以降、表五——に見るように、全雇用者に占めるパートタイム労働や期限付き労働の割合が着実に増えつつある。それゆえ新政権の政策の柱は(1)社会福祉政策(とりわけ失業問題対策)に対する予算削減と(2)労働市場の柔軟性の回復にあつたともいえる。

しかしながら、コール政権の立場は本論文のテーマとの関連でより広い文脈に位置づけられる必要がある。すなわち、コール政権の産業再編成に対する立場である。以上で述べた一連の政策——とりわけ雇用促進法——もコール政権の再編成に対する立場を示すものであるが、さらに重要な事例となつているのが労働促進法——一六条の改正問題だつた。

コール政権を支えるCDU/CSUやFDP内部には、産業編成のヴィジョンを「将来の社会」として積極的に描こうとする勢力が存在している。CDU/CSUの指導部の一員であるシュペート(Lother Spahn)やビーデンコフ(Kurt Biedenkopf)はそうした勢力を代表する人物であるが、彼らの著書のタイトルがそれぞれ『将来への転換』や『新しい見方』

フレキシビリティと政治の変容

であつたという事実は、CDUが決して「保守的」な政党ではないことを示していて興味深い。とりわけ(西)ドイツ国内ばかりでなくヨーロッパ経済の中心部のひとつでもあるバーデン・ビュルテンベルク州の首相であるシュペートは、経済問題の核心が労働組合の存在にあると考えていた。彼は、現代の国際化／情報化社会においては労働組合が時代遅れの制度であつて経済の硬直性の根源となつており、西ドイツが抱える経済問題を脱脚するためには労使関係の転換と労働組合の役割の再定義が必要であると主張している。その場合、労働組合の集団主義的な構造や「共同決定制度」は個人の希望や必要に応じた「自己決定」の原理を侵害しているのであり、現在の制度はより個人の決定を重視する制度に取って代わられるべきである、と議論を進めている。こうした主張は、CDU/CSUの年来の主張である「交渉と調整権限の下方への委譲」や、労働組合は枠組みとなる協定だけを結び、重要な決定は企業レベルでの労働協約に任されるべきである、という主張よりもいくぶんラディカルなものであるが、新自由主義勢力の主張の核心を伝えるものであるといえよう。こうした主張は、新自由主義勢力が現代の経済・社会的な変化を的確に読みとつたうえで、(雇用者の要求と一致して)産業再編成と新しい社会の構想を積極的に示したものである、と解釈することができるのである。

## (2) 一一六条改正の背景

一一六条の改正が政治課題に上ったのは、一九八四年ストライキにおける労使双方の「ミニマックス戦術」と関連していた。一九八四年の労使紛争でゲザムトメタルが採った戦略とは、労働争議に直接・間接に関わる労働者の数を飛躍的に増大させることで、I Gメタルの財政支出を圧迫し、争議を可能なかぎり短期的なものにとどめ妥協に至る、というものであった。具体的な戦略としてすでに、操業停止による直接の「あつい」ロックアウト、「冷たい」ロックアウトと同時に、労働法の規定である(中立性義務(Neutralitätspflicht))<sup>(1)</sup>に関して連邦労働庁(Bundesarbeitsrat für Arbeit)が下す決定に政治的な圧力を与える努力が、紛争の早い段階からなされていた。<sup>(2)</sup>

すでに述べたように、労働組合はストライキを特定地方の特定企業に集中することでその影響力を実質的に拡大させ、対する雇用者は操業停止による「冷たいロックアウト」でそれに対抗した。とりわけ労働組合の「ピンポイントストライキ」は、自動車産業が新しく採用し始めた日本型生産システムの特性を巧みに利用するものであった。すなわち、製品納入に関する企業間の相互連関の強化はフレキシブル生産における企業の生産性の向上に寄与するものである反面、企業間

の相互依存性は組合のストライキに対する脆弱性をも高めるものだったのである。労働組合の戦術が最大限の効果を発揮したのは、こうした企業の生産上の特性につけ入るものであった。<sup>(3)</sup>労働組合は、ストライキ参加者を少数の企業に集中させることで、最小の参加者と組合支出によって雇用者に対する最大限の圧力をかけることができた。それゆえ、企業が再編成計画を進めれば進めるほど労働組合の影響力を高めかねないというダイレンマに直面した雇用者が、労使交渉の手段としてのストライキを排除したいと考えるのには十分な根拠がある。

当然のことながら労使双方のミニマックス戦術は、ストライキ参加者やロックアウトを受けた労働者以外に、直接その対象にはならなかったが間接的に労使紛争の影響を受ける不特定多数の労働者が生じることを前提としている。それゆえ、ストによって一時的に収入が断たれる労働者の数が飛躍的に増大したとしても、間接的にストライキの影響を受ける大量の労働者が連邦の失業給付からの支払いを受けられることが保証されていなければ、組合はストを打つことができない。労働組合は大量の間接的に影響を受けた労働者に対して組合資金を放出するわけにはいかなかったからである。そして、既存の労働促進法一一六条はたしかにこの点に関する規定を設けていた。労働組合のミニマックス戦略の前提条件である。

しかしながら、ストライキ中に連邦労働庁の新長官フランケ (Frank) ——彼はジームンスの元法律顧問であり、またCDUの連邦議員であった——が、労働争議を早急に終了させるためとの理由でこの種の失業手当給付の支払い停止を指示したことから論争が始まった。雇用者側は、フランケの決定に直ちに賛同を示し、連邦労働大臣ブリュム (Robert Bism) もこの決定が法的に正しい判断であつて、改めてこの決定に介入する理由がないとして、フランケの決定が政府の最終的な決定であることを確認した。また、ゲザムトメタルが紛争地域を一気に拡大してさらに大規模なロックアウトを行なおうとしていることが明らかになると、労働組合の反発は頂点に達した。政府と雇用者のこうした戦略は、間接的にストライキの影響を受ける労働者に対して組合が独自に失業手当を支払うか、それともストライキに対する労働者の支持を大幅に減少させるかの選択を労働組合に迫るものだったからである。

結局この問題は、ブレイメンとフランクフルトの地方労働裁判所の決定によつて「フランク決定」が停止され、また政府に対する批判の高まりを恐れた連邦労働大臣ブリュムが介入して雇用者の戦略を見合わせるよう要請するなどして一応の解決をみたが、この時雇用者は自ら譲歩する代わりに政権の側と約束をかわし、法律改正によつて「連邦労働省の金庫

フレクシビリティと政治の変容

を労働組合が掌握する」ことを禁止することで合意に達していたのである。

### (3) 一一六条改正をめぐる政治過程

ストライキ中のこうした対立を「ニュルンベルクの連邦労働金庫の入口をめぐる労使間の勢力争い」と捉えるだけでは、きわめて不十分である。なぜなら、政府や雇用者にとつては、連邦労働省の予算の膨張が問題だったのでなく、むしろ労働組合がその組織力に頼つて雇用者主導の産業再編成に介入することを排除することが目的であつたからである。

コール政権内部では、自由民主党 (FDP) を中心とする親企業的な勢力によつて早くも一九八四年の末には法律改正に向けた動きが本格化しはじめていた。当初は一一六条改正問題に関して労使双方の合意が得られると考えていたコールは、労使対立が次第に高まるとともに連合内部の改正への圧力が強まると、一九八五年の末までに、労働争議によつて間接的に影響を受けた一部の労働者に対する失業給付の支払い停止を法案化したのである。彼は、「連邦労働省はストライキとロックアウトの資金調達のための資金源になつてはならない」として、法律改正がストライキに関する法律の「中立性と明確性を回復する」ことを目的としたものである、との理由説明を行なつた。

一九八五年の十一月にIGメタルはDGBの支持の下で大規模な労働者の動員に乗り出した。IGメタル議長は、コール政権の法律改正の試みが、一九八四年ストライキに対する「復讐」であり労働組合の「首に掛けられたわな」であると主張し、政府の行動は「ストライキ権そのものを封じ込めるもの」であると批判していたのである。組合は三〇万から五〇万人の動員に成功し、また断続的なストライキによつて政府と雇用者に圧力をかけ続けた。一九八六年に草案の骨子が明らかになると政府／雇用者団体と労働組合と対立は最高潮に達し、一〇〇万人規模のデモに発展したのである。

政府は法律改正に関して二つの要件をみたさなければならなかった。第一にコールは、改正を正当化するためには今回の改正が条文の技術的な改訂であることを示さなければならなかった。第二に、連合内部の凝集力を維持するためには、(FDPなどの)親企業的な勢力の目的を達成する一方で、キリスト教民主／社会同盟(CDU—CSU)左派の意見も無視するわけにはいかなかった。それゆえ、間接的にストライキの影響を受ける労働者に対する失業給付の支払いを完全に停止するのではなく、むしろ、一九八〇年代以降その重要性を増しつつあった「質的要求」を組合が行なった場合にかぎり給付を拒否できるような法律改正に乗り出したのである。

労働大臣でキリスト教民主労働連合(Christliche Demo-

Krautsche Arbeitnehmerchaft, CDA)の代表であったブリュムがまとめた草案には、一一六条項に新しい条文が付け加えられた。すなわち、ストライキが実施されている地域以外で間接的にその影響を受けた労働者は、その所属する労働組合の地域代表が「争議実施地域の」主要な労働争議の要求とその内容と範囲においてほぼ等しい要求」を行なっていた場合には失業給付を受け取ることができない。という条項である。第一にこの条文は、「内容と範囲が等しい」との文言を含んでおり、これによつて連邦労働庁は、ふたつの地域の要求が正確に同じものでなくとも似通っているものであれば失業給付を拒否できることとなった。第二にこの条文は、一九七三年に連邦労働庁から出された通達の「中立性の原則」の文言を微妙に手を加えて、「主要な要求(とほぼ等しい)要求」という文言を明記したが、このことによつて二つの地域の要求のうちで一組の要求が重なっていれば失業給付の支払い拒否を行ないことができるようになったのである。この改正によつて、要求の一般性／普遍性のゆえに地域ごとに格差と内容の違いを付けにくいような要求——「質的要求」——を「ピンポイントストライキ」によつて大規模に求めることが困難なものになったのである。一九八四年ストライキにおける労働組合の主張であった週三五時間労働による失業問題の克服とか、IGメタルの行動計画で示されていたナショナルレ

ヴェルでの「職場合理化委員会」の設立要求、あるいはより広範囲な共同決定権の要求——すでに論じたようにこれらの要求は、産業再編成に対する労働組合の関与をもとめて雇用の「特権」に挑戦するものである——は、地域別に分割して要求を提出することは困難である。なぜなら、賃金などの「量的要求」と異なつて、「質的要求」は「権利」を要求するきわめて一般的なものである。

労働組合の反発の高まりに一時妥協の動きもあつたが、結局原案通り一九八六年三月二二日に法律改正が成立した。

#### (4) 法律改正の意味

一六条の改正は、政府や雇用者が主張したように「中立性の確保」を意図したのではなく、また労働組合が主張したように「ストライキ権一般に対する攻撃」を導くものでもない。なぜなら、労働組合の主張と違って、新しい法律はストライキ権に手をつけるものではなく、地域別に格差のつけられるような要求を行なつた場合に生じた間接的に影響を受けた労働者に対する失業給付は支払われるからである。また政府や雇用の主張とも違って、今回の改正が条項の明確性を確保するだけのものでもない。むしろ、政府と雇用の意図であり、そして今回の法律改正が意味していたのは、一九八四年ストライキと同様の産業再編成に対する労働組合の参

フレクシビリティと政治の変容

加要求——「質的要求」——を排除することであつた。<sup>(19)</sup> 一六条改正によつて政府は、ナショナルレビューでの質的要求が労使紛争と政治課題に上る事を阻止して、労働組合の要求の穏健化と分権化を強制的に定着させようとしたのである。事実、新しい法律の下で「質的な要求」をかかげて労働組合がストライキを実行するならば、雇用者は対抗戦略を実施してロックアウト/レイオフされる労働者数を増大させ労働組合のストライキ資金の流出を膨大なものとさせるだろう。この法案は、労働組合の中央権力を弱めより分権的で穏健な——すなわち「量的な」——労使関係を強制しようとしたものである。そして、産業の再編成という一九八〇年代の潮流の中で、労働組合が企業の再編構想に介入することを阻止し、一九八四年に成立した労使間の妥協を定着させることに最大の目的が置かれていたのである。

#### 脚注

#### 第五章

(一) W. Sengenberger (1987) *op. cit.*, p. 195-199. ただし、コール政

権の政策的立場が「無制限の資本主義」を追求しているのかどうかには議論の余地が十分ある。ただし少なくともレトリック上は新自由主義の教義を利用して、と言ふことはできる。しかし、コール政権が「無制限の資本主義」を追求している訳ではないからといって、いまだに「労働包摂の政治」が続いていると考えることもできない事態は単純な二分法で理解できないほど変質しているからである。注(9)も参照。

- (2) *ibid.*, p. 197.
- (3) 西谷敏「ドイツ労働法の弾力化論」、『大阪市立大学法学雑誌』(vol. 39, no. 2, 1993).
- (4) Wilhelm Adamy, "Deregulierung des Arbeitsmarktes: Zwischenbilanz des Beschäftigungsförderungsgesetzes", in WSI Mitteilungen (1988-8).
- (5) K. Thelen (1991) *op. cit.*, pp. 159-161.
- (6) L. Späth (1985), *op. cit.*, Kurt Biddenkopf, *Die neue Sicht der Dinge* (Piper Verlag, 1985).
- (7) Josef Schmid and Heinrich Themann, "Ruckschritt oder Postmoderner Umbruch", in *Sozialismus* (1988-9).
- (8) Hans-Joachim Schabedoth, "Neo-conservatism and modernization policy in West Germany", in Bob Jessop, Hans Kastendiek, Klaus Nielsen and Ove Pedersen (eds), *The Politics of Flexibility: Restructuring State and Industry in Britain, Germany and Scandinavia* (Edward Elgar, 1991).
- (9) 本論文と異なる評価は、平島健司「コール政権の政策転換と其の限界」、『現代日本社会』第二巻／国際比較(1)。(東京大学出版会、一九九一年)／野田昌吾「もう一つの保守主義」『EC経済統合とユー

ロッパ政治の変容」(河合文化教育研究所、一九九二年)、多くの論者が指摘するように、コール政権が同時期のイギリスのサッチャー政権や合衆国のレーガン政権などよりも穏健な立場を採っているようにも見える。たとえば、コール政権はイギリスのような「労働排除の政治」ではなくいまだに「労働包摂の政治」から逸脱しておらず、「コール政権の削減・抑制策はシミュレット政権下で着手された社会支出抑制策の枠を大きく出るものではなく、経済・財政危機に直面しての社会支出の「整理」「合理化」として捉えるべき」だという主張が出てきても不思議でない。

しかしながら注意すべきだと思うことは、第一に、我々が議論しなければならないのは「排除」か「包摂」かではなく、どのような「排除」やどのような「包摂」の形態なのかという具体的な考察だということである。確かに西ドイツのコール政権も他国と同様独自の特徴を持っている。しかし、「排除」なら「新保守主義的」や「包摂」なら「社民的」という安易な二分論は避けるべきである。この点に関しては Josef Esser, "State, business and trade unions in West Germany after the political Wende," in *West European Politics* (vol. 9, no. 2, 1986).

また第二に、福祉予算の削減がシミュレット社会民主党政権下の削減を大きく超えたものでないため、という理由だけでコール政権の目標が「反福祉国家」政策ではなく「半福祉国家」政策であると特徴づけるのも問題であろう。ここでは「社会民主党主導のシミュレット政権が福祉予算を大幅に削減した上で、削減された福祉国家をコール政権が「整理」し、さらに保守的な福祉国家の「再構築」を目指しているのではないか、という疑問だけ挙げておくことにしよう。「保守的な福祉国家」に関しては Grata-Fsping Andersen, *The*

Three Worlds of Welfare Capitalism (Princeton University Press, 1990) 巻第3\*

- (10) Reinhard Bahmüller (1985), *op. cit.*, Kapitel 4.
- (11) Hajo Weber, "Desynchronisation, Dezentralisierung und Dekomposition? : Die Wirkungsdynamik des Tarifkonflikts 84 und ihre Effekte auf das System industrieller Beziehungen", in Heidrun Abromeit and Bernhard Blanke, Hg.), *Arbeitsmarkt, Arbeitsbeziehungen und Politik in den 80er Jahren* (Opladen, 1987).
- (12) *ibid.*, p. 138.
- (13) *ibid.*
- (14) *ibid.*, p. 134.
- (15) *ibid.*
- (16) Stephen Silvia, "The West German labor law controversy: A Struggle for the factory of the Future", in *Comparative Politics* (January, 1988), p. 167.
- (17) *ibid.*
- (18) *ibid.*, pp. 167-171.
- (19) *ibid.*

## 第六章：一九八〇年代の帰結

一九八四年ストライキの結果として成立し、一九八六年の労働促進法で政府によって強制された労使関係の「分権化」

フレキシビリティと政治の変容

は、新しい「妥協」の型となった。産業再編成の進め方に関して、労使双方がそれぞれ「労働時間短縮による失業問題の解決」「企業の間競争力の回復」を主張して連邦史上最大のストライキに発展した対立は、結局新しい妥協の局面を開いたのである。グラフ六―一が示すように、一九八〇年代後半以降の労使関係がきわめて協調的に推移しているという事実が、一九八四年ストライキの重要性を示唆するものである。

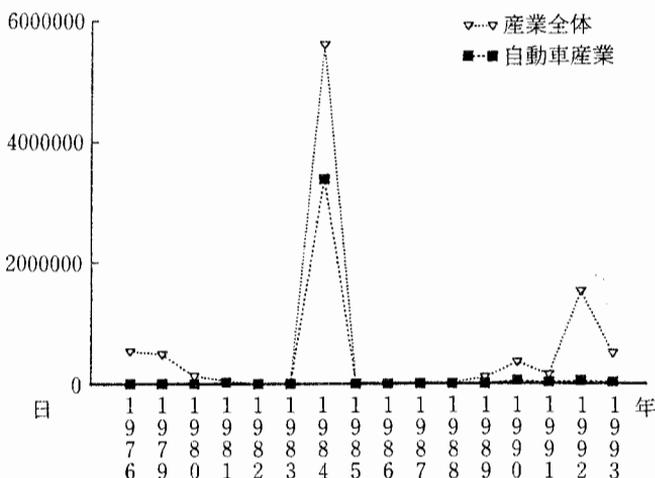
すでに第四／五章で論じたように、新しい妥協形態としての分権化は労働組合が雇用者の再編成、ヴィジョンを大筋で受け入れるものとなっている。第六章では、国際経済の融合化とテクノロジーの高度化が進む中で一九八四年に成立した分権化という妥協が、協調的な労使関係を築くことで企業の国際競争力の向上に寄与した一方、社会のデュアルズム化というコストを伴っていたことを明らかにする。

### (1) 西ドイツにおける新しい妥協形態としての「分権化」

——協調的で安定した労使関係

産業の再編成の進展と労使関係の分権化は先進各国共通のトレンドであるが、その形態は各国ごとに異なったものとなっている。たとえば、アメリカ合衆国においては労働勢力が一貫して弱体であったため、雇用者が「ハイアアンドファ

グラフ6-1：ストとロックアウトによる労働損失日数の推移



出典：Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland. 1977-1994. 各年度版より作成

イア (hire and fire) 政策と労働強化によって国際競争力の回復を図ろうとしている。また、イギリスにおいては自立的と戦闘性の極めて高い職場の労働者組織が雇用人の提案するあらゆる再編成の試みに反対し、それに対する政府の強権的な介入が社会の隅々での爆発的な労働争議の頻発と社会混乱を引き起こしたばかりでなく、イギリス産業の国際競争力の低下をも導いている。西ドイツの「分権化」の形態は合衆国のものともイギリスのものとも大きく異なっている。西ドイツにおける分権化の最大の特徴は、その実施がスムーズに行なわれ、その後の労使関係がきわめて協調的であるという点であろう。確かに、一九八四年と一九八六年の労使間／組合とコール政権の対立は極めて厳しいものとなったが、新たな妥協成立後は安定した労使関係を築いている。

分権化がスムーズに進展して協調的な労使関係が定着したのには、新しく成立した妥協に関する相互に関連し合った三つの要因が考えられる。その第一は、一九八四年の妥協成立を労使双方が「勝利」と捉えたことと関連している。勝利に抵抗することは考えられないからである。第二に、すでに論じたように一九八六年の労働法改正によって労働組合がその他の選択肢を採ることを難しいものにしていったことである。

しかしながらさらに重要なことは、西ドイツ労使関係の法的な枠組と関係している。しばしば言及されるように、西ド

イツの労使関係の法的枠組は「二重システム」の形態をとっており、産業別に組織された労働組合のナショナルセンターによる国レベルでの団体交渉が存在する一方で、同時に職場での「共同決定」が法的に保証されている。一九七〇年代のコーポラティズム的な労使関係が主流であった時代には、企業内「共同決定」制度よりもむしろ、産別労組の活動が運動の中心に置かれてきたが、マクロコーポラティズムの時代が終焉して分権化が産業再編期の労使関係の中核となり始めてからは、むしろミクロレヴェルでの「共同決定」制度が再び注目を浴びることとなったのである。事実すでに論じたように、一九八四年ストライキでは労働時間の短縮を企業の国際競争力の維持と両立させるために、事業所委員会が実施の最終責任を付与されたのであった。それゆえ西ドイツにおける「分権化」という時には、職場における「共同決定」の制度である「事業所委員会」の実質的な重要性が増大することを意味していたのである。一九八四年の妥協成立後に労働組合が、事業所委員会代表の組合員を通じての組合政策の浸透を強めようとしたように、分権化が「二重システム」の枠組を崩壊させるものではなかったために、分権化がスムーズに進んだと考えられるだろう。職場における従業員代表と雇用者との協議機関である事業所委員会は、労働時間編成など主に職場の人員政策（雇用／解雇／給与体系／人員配置など）の

フレキシビリティと政治の変容

分野で一定の法的権利を持っており、「フレキシブル生産」に  
とって最も重要な企業内労使関係を形成するうえで  
の焦点となりつつある。注目すべきなのは、事業所委員会というシ  
テムが企業内労使関係を協動的で安定的なものにする傾向が  
強いシステムだということである。というのは何も、事業所  
委員会がストライキを打つことが法的に禁止されていて、企  
業利益のために経営に協調することが義務づけられているか  
らだけではない。むしろ企業の競争力の回復はそこで雇用さ  
れる従業員の利益と関連しているからである。「危機の時代の  
事業所委員会の政治」のダイナミズムを研究したセーレンに  
よれば、事業所委員会の運営が国際競争力を高めようとする  
企業経営に協動的な立場を導きだすことを強調している。

以上の三つの要因は、相互に関連して分権化された労使関  
係をきわめて協動的で穏健なものとしている。そしてこうし  
た事態に対応して、一九八〇年代後半のマクロレヴェルでの  
労使の立場も相互協動的なものとなってきている。一九七八  
年のバーデンビュルテンベルク州のストライキの組合側の責  
任者であり、また一九八四年ストライキの際にはIGメタル  
の副議長をつとめて雇用者団体から恐れられたシュタイン  
キューラーは、自ら議長となった一九八〇年代後半には雇用  
者団体の首脳部からも「信頼できる相手」とみなされるに至っ  
ている。他方、雇用者団体の側でも一九八〇年代後半の穏健

表 6-1 ドイツの貿易収支／失業率／GDP の伸び

年	貿易収支 (billion, DM)	失業率 (%)	GDP (前年比)
1974	50.8	2.2	
1975	37.3	4.1	
1976	34.5	4.1	
1977	38.4	4.0	2.8
1978	41.2	3.8	3.0
1979	22.4	3.3	4.1
1980	8.9	3.3	1.1
1981	27.7	4.5	0.2
1982	51.3	6.4	-0.9
1983	42.1	7.9	1.6
1984	54.0	7.9	2.8
1985	73.4	8.0	1.9
1986	112.6	7.6	2.2
1987	117.7	7.6	1.4
1988	128.0	7.6	3.7
1989	134.6	6.8	3.2
1990	92.2	6.2	4.7
1991	15.3	-	-

Source: Statistisches Jahrbuch 1990/1992.  
(Metzler-Poeschel Verlag) OECD, Economic Outlook, Historical Statistics, 1960-1980/1980-1990/1960-1990

で協調的な労使関係の枠組を歓迎する立場を示しており、より攻撃的な対労働組合政策を主張する独立企業グループ (Arbeitsgemeinschaft Selbständiger Unternehmer, ASU) には反対の姿勢を示し、協調的な分権化労使関係を容認してきた。彼らは、安定的な労使関係を維持するための制度的枠組として事業所委員会の存在と役割を受け入れている。

雇用者が受け入れたことにも見られるように、一九八〇年

代半ば以降の安定的で協調的な労使関係は西ドイツ企業の国際競争力の強化に寄与してきた(表六―一参照)。一九八〇年代半ば以降の西ドイツ経済は、自動車産業を例にとった表六―二、グラフ六―二／六―三に見られるように、(雇用者数や失業率のレヴェルには目立った変化が見られないにもかかわらず)設備投資額を増大させたばかりでなく、生産高、生産性の指標でも目覚ましい成果をあげている。この結果、

生産性の伸び、賃金コストの低下は驚くべき水準に達している。金属産業における生産性の向上と投資額は一九八六年以降大幅な改善を見せており、それに比例して貿易黒字を飛躍的に拡大させてきているのである<sup>(10)</sup>。

### 安定化のコスト

イギリスのように相互破壊的な労使対立が企業の国際競争力を奪つてきた国とは違い、協調的な労使関係の下における西ドイツ産業の競争力の回復は国際的な関心を引きつけてきた。とりわけ社民的な立場を採る論者からは、西ドイツにおける構造調整が社民的な価値

表6-2 1980年代(西)ドイツ自動車産業の展開

	全雇用者数 (1000人)	賃金コスト (%)	総生産高 の伸び (1980=100)	一人あたりの 生産性の伸び (1980=100)	時間あたりの 生産性の伸び (1980=100)
1980	802	30.0	100.0	100.0	100.0
1981	787	28.4	106.5	108.8	108.3
1982	788	27.3	107.3	108.5	108.9
1983	777	27.0	108.0	110.5	109.2
1984	785	-	107.3	108.2	109.0
1985	809	25.3	119.0	117.2	116.3
1986	838	25.2	124.9	118.4	115.0
1987	852	25.5	127.8	118.7	120.7
1988	856	25.0	128.3	118.6	121.6
1989	872	24.1	137.7	126.3	129.1
1990	890	24.2	144.8	129.9	133.9
1991	900	23.4	148.8	132.1	137.2
1992	878	24.8	151.4	137.2	144.0
1993	801	-	123.8	123.9	138.3

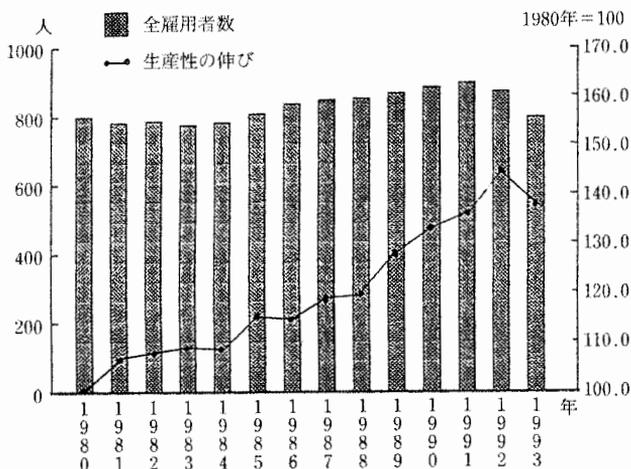
注(1): 1991年から1993年までの全雇用者数は旧西ドイツ地域のみ<sup>(1)</sup>の統計。全ドイツの数字は、1991年が<sup>2</sup>981、1992年が<sup>3</sup>919、1993年が<sup>4</sup>839、となっている。

(2): 1991年と1992年の賃金コストの数字は旧西ドイツ地域のみ<sup>(1)</sup>の統計。旧東ドイツ地域の数字は、1991年が<sup>5</sup>26.5、1992年が<sup>6</sup>19.9、となっている。

(3): 1991年から1993年までの総生産高の伸びは旧西ドイツ地域のみ<sup>(1)</sup>の統計。旧東ドイツ地域の数字は、1990年の後半期を100とすると、1991年が<sup>7</sup>104.4、1992年が<sup>8</sup>106.6、1993年が<sup>9</sup>86.2となっている。

出典: Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland. 1977-1994. 各年度版から作成

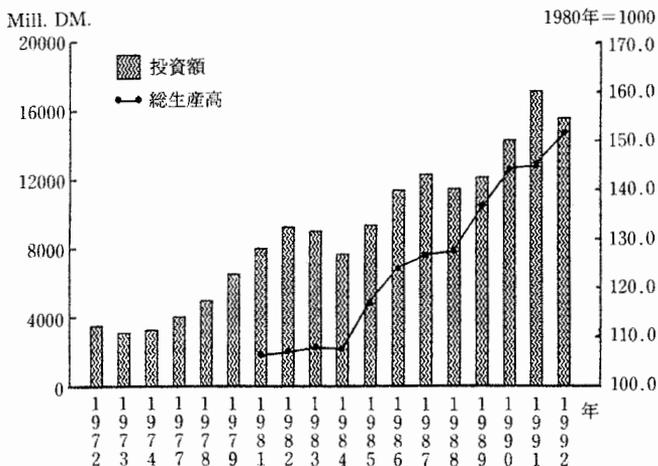
グラフ 6-2 自動車産業における全雇用者数と生産性の伸びの推移



注：生産性の伸びは、1980年を100とした場合の時間単位での生産性の伸びを示している

出典：Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland, 1877-1994. 各年度版より作成

グラフ 6-3 自動車産業における投資額と総生産高の推移



出典：Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland, 1877-1994. 各年度版より作成

観と日本型経営の効率性を両立させるものだと取り上げられてきたのである。しかしながら、今まで論じてきたことからすれば、西ドイツの一九八〇年代後半の協調的労使関係がそれ特有のコストを内包していることに注意が向けられるべきである。

前節で述べたような構図——すなわち、西ドイツにおいては労働時間の短縮にもかかわらず企業の生産性や設備投資が高まったという構図は、第四章で論じたような一九八四年の妥協の形態を反映したものと考えることができる。すなわち、ある論者が一九八四年の妥協を評して「労働時間の短縮と賃金上昇に関連した生産性協定」と特徴づけたように、一九八〇年代後半の状況は、労働組合が企業主導の産業再編成ヴィジョンを受け入れた結果であった。それゆえ、これと同様に一九八四年のストライキ中に労働組合が陥った深刻なデレンマ——すなわち、労働コストの削減のために企業の合理化計画を認めれば認めるほど、当初の目的であった時短による雇用創出の効果は圧縮されざるをえないというデレンマがそのまま、一九八〇年代労使関係安定化と企業の競争力回復のコストとなっていると考えることができる。要するに、事業所委員会や労働組合が協調的な労使関係の下で企業の国際競争力回復に奉仕することによって、そこから排除された労働者——すなわち失業者——の立場が構造化されていくと

いう事態の進行である。いわゆる社会的デュアリズムの形成がこれである。

西ドイツにおける社会のデュアリズム化の特徴は、企業内労働市場の成熟と軌をいつにして進行している点であろう。先に触れたように、フレクシブル生産に不可欠な柔軟な人員政策の実施に關与しうる法的権限を持つ事業所委員会は、同時に従業員解雇に關する一定の権限をも保持しており、すでに当該企業に雇用されている労働者の雇用保障を高める機能を果たしている。それゆえ、事業所委員会を中心として特定企業内部の雇用者と従業員が、柔軟な人員政策による企業の国際競争力維持と雇用保障とを交換に相互に協力し合うという内部労働市場が成熟してきているのである。内部労働市場の形成は一九七〇年代後半の経済危機の時代に明白なものとなり始めたことが実証されているが、この枠組は同時に、企業の競争力を阻害する要因を内部労働市場から排除し、その調整コストを外部的化する機能を持つに至っている。調整コストの外部的化は、公的補助金を国家から受け取ったり、あるいは競争力の低い他国へ失業を「輸出」するなど様々な形態をとって行なわれるが、その最大の例となっているものは、いわゆる「社会計画(Sozialplan)」であろう。社会計画とは、事業所委員会と経営側がレイオフする人数を調整する協定であって、企業の競争力維持のためにそのコストを失業という

形で外部化するものとなつて<sup>(17)</sup>いる。確かに、財政的補償という形で解雇を受け入れやすいものとして「自発的な」退職の形態を模索する事例が多いとはいへ、多くの場合解雇の対象になるのは、外国人労働者や高齢の労働者、そして非熟練労働者などであり、熟練資格を持つドイツ人男性という内部労働市場における特権的な従業員が雇用削減に反対することはほとんどない<sup>(18)</sup>。それゆえ企業はこうした人員整理をおおつぴらな対立に直面することなく実行でき、こうして安定的な内部労働市場を失業が構造化している外部環境から切り離すのである<sup>(19)</sup>。OECDの統計に示された国籍別、年齢別、熟練度合い別の失業の危険性の度合いの不平等な配分は、こうした事情をよく物語っている<sup>(20)</sup>。それゆえ西ドイツでは、協動的で雇用保証された企業内の内部労働市場できわめて柔軟な人員政策が可能になり、「フレキシブル生産」による企業の競争力の向上に寄与する反面、そこから排除された「労働者」は無視されるという状況が生じている。一九八〇年代後半期に先進各国同様西ドイツでも景気の回復期を迎えたにもかかわらず、失業率がそれほど低下を見せないのはこうした状況を数字で示すものである。

このように、一九八四年に成立した新しい妥協は、経営者と一部の特権的な労働者間の妥協の構図となっている。交渉を通じて企業運営に対する労働者の関与は企業の境界線を越

えるものではない。それゆえこの妥協は、社会全体にわたる妥協ではなく、背後では失業という形で社会的排除の形態が構造化されている。コール政権が雇用促進法を一九八五年に成立させた目的が、内部労働市場の権限に手をつけることではなく、むしろ「無視された」失業者に保証のない期限付き労働やパートタイム労働の機会を与えることであつたことの意味は、まさにこうした観点から理解されるべきであらう。たとえ質の悪い条件の雇用であつたにしても、「雇用促進」というコールの主張が説得力を持ったのはこうした状況を反映していたのである。

### (3) 社会のデュアリズム化と労働組合

社会的デュアリズムの進行という一種の排除の構造の定着のなかで(西)ドイツの労働運動と組合は、社会におけるその役割を変え始めている。すなわち、労働組合がすべての労働者の「連帯」の組織ではなく、現在法的な保証の下でフルタイム労働に就いている一部の特権的な労働者の利益維持のための組織として、利益代表の包括性を失いつつある。そして、労働組合によつて囲い込まれた特権的利益は、その他の社会的利益——この場合は失業者の利益——との対立を作り出しながら、労働組合が社会における進歩的勢力の核となりうる可能性を次第に失わせ始めているのである。

一九八八年に生じた社会民主党（SPD）左派のホープ、ラフォンテーヌ（Oskar Lafontaine）とIGメタル議長シュタインキューラーとの論争はこの点を明らかにしている。ラフォンテーヌは、失業問題が一向に解決されない状況においては労働組合や一部の特権的な労働者は一定の犠牲を払うべきだと主張して論争が始まった。ラフォンテーヌの意図は、労働組合ばかりでなく失業者や失業の危険にさらされている労働者、そしてエコロジー勢力などからなるより広範な社会連合形成を可能にすることによって、社会民主党を再び政権の座に復帰させることであつた。<sup>(22)</sup>折しも社会民主党は、新たな綱領作成過程にあり、社会民主主義政党としてどの勢力を自己の味方につけ、どの勢力なら敵にまわしてもよいのかというアイデンティティ再定義の過程にあつた。<sup>(23)</sup>ラフォンテーヌの主張は、安定的な雇用と高賃金という恵まれた労働環境にある公共セクターが一九八八年の賃金交渉においてさらなる高賃金を要求していることへの反発の強い世論ばかりでなく、DGB内部の「協調派」労組の一部の支持も受けるものであつた。<sup>(24)</sup>しかしながら、ラフォンテーヌのこうした試みは、結局、IGメタルの議長シュタインキューラーの強力な反対と社会民主党政右派勢力の抵抗によって封じこめられることとなるのである。<sup>(25)</sup>

ラフォンテーヌの主張が、ワークシェアリングによる失業

フレキシビリティと政治の変容

問題の解決という点にあつた<sup>(26)</sup>ということは、彼の試みが一九八〇年代最大の論争であつた一九八四年ストライキと関連していることを思わせ、労働組合の「連帯」が再び問われていることを示していたのである。しかしながら、ラフォンテーヌの主張である「完全な賃金調整を伴わない時短」は、一九八四年ストライキ中のIGメタルのスローガン「完全な賃金調整を伴った時短」と対立するものであつた。シュタインキューラーは、当時賃金交渉を行なつてラフォンテーヌの提案を受けた公共セクターの労働組合と協力して、ラフォンテーヌの主張に反対したのである。<sup>(27)</sup>同じ失業問題の解決のため「連帯」を唱えながら、両者の主張が対立していたことが労働組合の一九八八年段階の立場を物語るものである。しかしながら、両者の立場の違いがなぜ生じたのかは次のことを考えれば理解できる。すなわち、彼らが共同してラフォンテーヌの主張に反対したのは、ラフォンテーヌの主張がDGB内部のIGメタルの主導権を脅かし、安定的な雇用条件の下にある公共セクターと国際競争力を維持している産業（とりわけ自動車産業）の労働者を組織するIGメタルとの、相対的に高い賃金水準を低下させかねない主張であつたからである。<sup>(28)</sup>シュタインキューラーは、労働者内部の賃金再配分の問題や予算確保は累進課税制度を通じて行なわれるべきものであるとして、ラフォンテーヌの主張したスウェーデン流の

連帯賃金制度を公然と批判したのである。<sup>29)</sup>

今から顧みても、一九八四年ストライキ前の労使対立の段階での「完全な賃金補償を伴った時短」というIGメタルの戦略、そしてその結果「時短のコスト」という問題を生じさせてしまった結果としての雇用者主導のフレキシブル化受け入れが、一九八〇年代の労働運動の趨勢を規定していることが明白であろう。一九八八年の論争は、一九八四年に成立した新しい労使間妥協の形態が労働勢力の分断化をもたらした必然的ではない新たな内部対立を生んでしまうという皮肉な結果をもたらしたことを明らかにしている。

ラフォンテーヌは、DGB内部で第二の組織力を持つ化学労組(IG Chemie)——「協調派」労組の代表格であった——の支持を取り付けようとしたが、ラフォンテーヌのもう一つの主張であるエコロジー主義はIGヒエミーのものではなく、またこの時期までにその立場を、かつてのようにIGメタル批判から支持へとシフトさせていたのである。<sup>30)</sup>さらに、今回の論争の中で示されたラフォンテーヌの立場は、SPD内部においても労働組合との連携を保つ右派勢力の圧力の下で後退させられ、結局ラフォンテーヌが目指した新しい広範な連合形成の試みは失敗に終わったのである。<sup>31)</sup>このことは、広範な社会連合を前提とする政党としてのSPDが新しい方向性獲得に失敗したことをも意味している。<sup>32)</sup>

ラフォンテーヌとシュタインキュラーの対立とその決着には、労働運動が特権的な労働者とそこから排除された労働者との、また有職者と失業者とを結びつける「連帯」のための組織であるという信頼性を失いつつあることが示されている。<sup>33)</sup>そして、その後に残された構図は、ミクロレヴェルでの労使協調による企業の国際競争力に依拠することのできる一部の民間セクターと、本来安定した雇用条件を保証されている公共セクターのどちらも特権的な労働者が持つ利益がその他の「合理化敗者」の利益(やエコロジー勢力の立場)と対立するというものだったのである。社会における進歩的勢力としての労働組合の立場は、(西)ドイツにおいて微妙に変代し始めている。

一九八四年には、「失業者との連帯」を唱え、社会における進歩的勢力として「労働者」利益の代表組織としての包括性を示そうとした労働組合は、一九八四年に成立した妥協で雇用者主導の産業再編成ヴィジョンを受け入れることによつて、企業の生産性と国際競争力の回復に寄与した。しかしながらその反面で、社会のデュアリズム化という排除と不平等の構造を生じさせ、その結果として労働組合は、利益代表の包括性を失ってしまったのである。

脚注  
第六章

- (1) G. Baglioni and C. Crouch (eds) (1990), *op. cit.*
- (2) K. Thelen (1991), *op. cit.*, Peter Katzenstein, *Politics in West Germany: The Growth of a Semisovereign State* (Temple University Press, 1987).
- (3) マクスメール他 (1992) *op. cit.*
- (4) M. Alexis (1979) *op. cit.*
- (5) K. Thelen (1991) (1992), *op. cit.*
- (6) Wolfgang Streeck, "Industrial Relations in West Germany, 1980-1987", in *Labour* (vol. 2, no. 3, 1988), *idem.* (1991).
- (7) K. Thelen (1992), chap. 6.
- (8) *Manager Magazin*, "Der smarte Macher", (1986.10).
- (9) Streeck (1991) *op. cit.*
- (10) 日経産業新聞 (1992.11.26 no. 666), Wolfgang Streeck, (Industrial relations and industrial change: the restructuring of the world automobile industry in the 1970s and 1980s", in *Economic and Industrial Democracy* (vol. 8, 1987), *idem.*, "Successful adjustment to turbulent markets: the automobile industry", in Peter Katzenstein (ed), *Industry and Politics in West Germany: Toward the Third Republic* (Cornell University Press, 1989).
- (11) Bob Jessop, "Conservative regimes and the transition to post-Fordism: the cases of Great Britain and West Germany", in M. Gottdiener and N. Komninos (eds) *Capitalist Development and Crisis Theory: Accumulation, Regulation and Spatial Restructuring* (Macmillan 1989).
- (12) Horst Kern and Charles Sabel, "Trade unions and decentralized production: a sketch of strategic problems in the west German labor movement", in *Politics and Society* (vol. 19, no. 4, 1991).
- (13) アメリカ人に関しは、例えば、石田徹『自由民主主義体制分析——多元主義・コーポラティズム・デモクラシー』(法律文化社 一九九二年)
- (14) John Grahl and Paul (Eeague, "Labor market flexibility in West Germany, Britain and France", in *West European Politics* "vol. 12, no. 2, 1989).
- (15) Cristoph Deutschmann, "Labour market segmentation and industrial relations in the Federal Republic of Germany", in S. Tokunaga and J. Bergmann (eds), *Industrial Relations in Transition: The Case of Japan and Federal Republic of Germany* (University of Tokyo Press, 1984).
- (16) Douglas Riller, "Social Partnership and the determinants of workplace independence in West Germany", in *British Journal of Industrial Relations* (vol. 20, 1982), W. Streeck (1984) *op. cit.*
- (17) Jutta Helm, "Codetermination in West Germany: What difference has it made?", in *West European Politics* (vol. 9, 1986).
- (18) C. Deutschmann (1984) *op. cit.*
- (19) W. Streeck (1984) *op. cit.*, Wolfgang Streeck. "Co-determination: the fourth decade", in B. Wilpert and A. Sorge (eds), *International Perspectives on Organizational Democracy* (John Wikey and Sons, 1984b).

- (20) OECD, *Employment Outlook 1987*, p. 86., *Employment outlook 1992.*, p. 69.
- (21) Oskar Lafontaine, *Die Gesellschaft der Zukunft: Reformpolitik in einer veränderten Welt* (Hoffmann und Campe Verlag, 1988) (住沢博紀訳『国境を超える社会民主主義——変貌する世界の改革政治』(現代の理論社、一九八九年) 住沢の解説を参照。
- (22) Stephen Padgett and William Paterson, “The rise and fall of West German left”, in *New Left Review* (vol. 186, 1991).
- (23) 一九八〇年代のヨーロッパ社会民主主義政党的政党綱領改訂の意味については、真柄秀子『「リベラル後」の政党政治』『窓』(書房、一九九三年) 本格的な研究は、Herbert Kitschelt, *The Transformation of European Social Democracy* (Cambridge University Press, 1994)
- (24) P. Swenson (1991) *op. cit.*, p. 398.
- (25) Stephen Padgett, “The West German Social Democrats in opposition 1982-1986”, in *West European Politics* (vol. 10, no. 3, 1987).
- (26) O. Lafontaine (1988) *op. cit.*
- (27) *Frankfurter Rundschau* (1988.4.8).
- (28) P. Swenson (1991) *op. cit.* p. 391.
- (29) *ibid.*, p. 382.
- (30) *ibid.*, pp. 391-392.
- (31) S. Padgett and W. Paterson (1991) *op. cit.*, pp. 60-63.
- (32) P. Swenson (1991) *op. cit.*
- (33) Stephen Padgett, “The German Social Democrats: A

- redefinition of social democracy or Bad Godesberg Mark II?”, in *West European Politics* (vol. 10, no. 3, 1987) pp. 29-32., ドイツ社会民主党の綱領改正に関するこれとは異なる見解は、住沢博紀「新しい社会民主主義と改革政治の復権——ドイツ社会民主党・ベルリン綱領の成立過程と統合ヨーロッパにおける意義」(住沢他編、一九九二年、所収)
- (34) W. Streeck (1988) *op. cit.*

### 第三部 西ドイツにおける経済民主主義の模策

#### ―一九八〇年代労働政治のラディカル化と後退―

一九九〇年代の現在から戦後のドイツ政治経済の展開を見ると、社会民主党が自由民主党という自由主義的な政党と連合政権を維持し、経済成長と福祉予算の拡大を両立させることができたのは、一九七〇年代前半のきわめて特殊な条件の下にあつたからだということを否定できない。本論文は、そうした条件が失われてかつての「改革のユウフオリア」が色褪せる中で、産業の再編成という新たな社会的争点が登場し、その帰趨が問われた一九八〇年代半ばの政治的展開を跡付けることによって、変動期にあるドイツ政治経済の特質を論じてきた。

#### (1) 民主主義理論の展開と現実政治の関連

佐々木毅はその論文「苦悶する民主政」<sup>1)</sup>のなかで、戦後の民主主義論の展開が産業社会論の展開を前提していたことを指摘し、戦後の安定的な民主政には「ケインズ主義的施策の有効性への磐石の信頼、更には経済政策の一国的枠組の自己完結性という前提」(P.91)が存在しており、その前提しだい

フレクシビリティと政治の変容

で限界を伴うものである、と論じている。

「戦後の民主政論」は決して無前提的なものではなく、歴史的社会的環境に多くを依存している。特に近代化と産業化、『豊かな社会』を前提にしていることはその特権性さえ示唆するものといつてよい。普遍的な民主化の推進を促す議論であるよりも、恵まれた社会環境を前提に専ら内向きに安定した民主政を構築する以上の射程距離を持っていない。そこにこそ、呪縛力の強さとともに限界がはつきりと示されている<sup>2)</sup>。

たしかに一九世紀後半以降のヨーロッパ各国の政治は、労働市場が引き起こすリスクが個人の生命や生活に降り掛かるのを極小化しようとするさまざまな手段を考案してきた。ケインズ主義的経済政策はマクロ経済が労働供給を十分吸収できるようにコントロールするものであり、福祉国家はそれを支え補完する制度的取り決めであつた。デモクラシーと「混合経済」の併存は、市場の効率性と社会正義を両立させる理想的な手段であると考えられてきたし、実際そうであつた。社会民主主義勢力と自由主義勢力が手を結んでこうした政策の有効性を最大限享受してきた一九七〇年代前半期は、その最大の成果であつたと言つてよい。この時期、当時の自由主

義勢力を代表するジョン・ロールズが福祉国家を『正義の理論』を根拠に積極的に擁護したが、彼の理論構成が「合理的な人間であれば福祉国家を選択するであろう」というロジックに従っていたという事実は、「コンセンサス政治」という時代風潮 (Zeitgeist) をよく示したものだ<sup>5</sup>と考えることもできる。

しかしながら、佐々木が強調するように、市場のダイナミズムと社会正義がこの時期両立しえたのは、持続的な経済成長と政治的安定、一国的枠組の自己完結性といった歴史的に特異な条件がポジティブサムゲームの展開を可能にして両者の「妥協」を微妙に支えていたからにすぎなかつた。すなわち、二つの要素——市場のダイナミズムと社会正義——は実際に「混合」したわけではないのであり、「戦後の枠組」は決して問題の解決を保証したりはしなかつたのである。

この点が、ドイツをはじめとする欧米各国で一九八〇年代に登場した福祉国家をめぐる議論の——それが左翼であれ右翼であれ——共通の土台となっている。新自由主義勢力は、政治経済における福祉国家的要素が投資と労働意欲の減退をもたらして企業のダイナミズムを奪ったとして非難した<sup>6</sup>。また、左翼も、経済危機とそれにつづく産業の再編期には、福祉国家が企業の社会的権力に課す制約は不十分なものではないことを指摘した。その意味で、一九八〇年代の

福祉国家をめぐる論争とは、福祉国家の特定の制度の危機が問題となっていたというよりも、むしろ福祉国家制度の外部でそれを(左右それぞれの方法で)乗り越えようとする議論を提出していたと理解されるべきである。福祉国家を超えようとする新たな理論展開は、現実の政治の動きと密接に関連していた。現実のレヴェルにおいても、一九七〇年代の後半には西ドイツをはじめとするヨーロッパ各国でケインズ主義とコーポラティブズ的な利益調整システムの有効性が次第に融解して、社会が移行期を迎えていることが明確なものとなりつつあったからである。第一部で論じたように、世界経済の融合化とテクノロジーの高度化を前提とした産業の再編成——すなわちフレキシビリティの追求——が現代社会の構造を根本的に変化させようとする新たな力学となっており、その動向をめぐる論争と対立が企業の社会的存在という争点を登場させていたのである。しかしながら、注目されるべきなのは、この論点が先に述べた政治理論上の新たな論争の展開とパラレルになって進行している、ということである。

社会福祉政策が後退するとともに公的な経済コントロールの有効性が崩壊し、サプライサイド経済学の流行や市場指向の新自由主義政策が経済運営の主軸に座ることによって、企業主導の産業再編成が社会の大勢となりはじめた一九八〇年代というこの時期、ロールズやドゥオーキンといった慎重で

すぐれた自由主義論者が「自由主義」という政治経済的な意味が次第に変容していくという時代風潮に危機感を強め、しだいに経済的平等の観念を理論的に強めていったという経緯は決して偶然ではない。ここには、この時期各国で登場した新自由主義政権（とりわけドゥオオーキンらにとってはレーガン政権やサッチャー政権などが念頭に置かれている）が、企業の業績回復のためと称し、「自助努力」や「自己責任」という名の下で人々を次々と市場に追い込んでいった事態に対する危惧が表明されている。またこの文脈では特に、アメリカ

の多元主義の擁護者であり、ポリアーキーを論じて戦後民主政治理論の基礎を築いたロバート・ダールが、一九八〇年代以降その立場をより現状変革的で平等主義的な立場へとシフトさせてきたことが注目されるであろう。ダールは一九八〇年代に次々刊行された著書のなかで、一貫して自分が擁護し続けてきたデモクラシーの基本価値を抽出しながらその価値の実現を妨げている社会諸制度の変革を論じているが、彼の認識は、企業の巨大な決定権力が社会的／政治的不平等の温床になっているという点にこそあった。そして、資本主義経済とは多くの市民の生死を決する権力を少数の雇用者が握っている領域であるとして、その改革を求めた。そこには、企業の存在が生産と配分ばかりでなく、個人の生活や「運命」の決定において次第にその地位と重要性を高めつつあり、政

## フレクシビリティと政治の変容

府による政策的な配分的正義の追求が現在の諸問題を解決する有効な手段ではありえなくなっている、との認識が理論的な関心として広がりがつつあることを示していたのである。ダールの「転回」は、政治理論が現実との相互作用の中で新たな段階に入りつつあったことをよく示している。

ダール以上にラディカルな立場を採る論者からはさらに鋭い見解が表明されるようになってきている。たとえば、現在合衆国で新たな隆盛を見せているラディカル派政治経済学の理論家であるサミュエル・ポールズとハーバート・ギンティスによれば、「福祉国家とケインズ主義的経済政策は慎重にその範囲が限定されており、……自由民主主義的資本主義諸国の戦後システムは、資本の側に組織革新と構造変容の決定的な主導権を与えてきた」として、次第に重要性を増しつつある企業が社会的に重大な影響力のある決定を私的に行なう存在となりつつある現実を前に、現代が「配分的正義」を超えた新たな正義の諸原理——すなわち、重大な社会的帰結をもたらしかねないテクノロジの導入や生産組織の再編成などに関する企業の経営権といった、資本主義の基本的諸原理の一部をも侵すような、すなわち単なる財の配分ではなく権力の配分をも争点とする——の選択の時代にある、との認識を明らかにしたのである。われわれは、ダールやポールズ／ギンティスらのこうした新たな模索を、「経済民主主義」追求の試

みと呼ぶことができよう。

佐々木がその限界を指摘したような戦後民主政論は、まさに世界経済の融合化やテクノロジーの高度化によるケインズ主義政策の有効性喪失といった新たな時代に対応して、明らかに「経済民主主義」を模索する方向に変化を遂げてきた。

ダールや、とりわけポールズ／ギンティスらが新たに主張しはじめたのは、自由主義的な国家観の限界とその転換の必要性であったといえよう。一般にわれわれは自由主義的な国家観——すなわち、国家は「公共性」を体现しているが「経済」は本来私的な領域であるという見方——を前提しがちである。しかし、現代はそうした前提自体を転換させる時代である、という認識が彼らの議論の出発点となっている。すなわち、われわれは必ずしも自由主義的な国家観に固執する必要はないのであって、むしろ、国家によって代表されてきた「公共性 (the public)」の範囲を拡大する必要がある（「公共性」の「質的な」再定義と呼ぶことができよう）——ダールらは、自由主義的な政治経済理論が前提としてきた枠組にかえて、国家が公的領域であるのと同様に、資本主義経済とその主体である企業も公的な領域とみなされるべきであつて、企業の決定はより高次の目的のために民主的なコントロールの下に置かれるべきである、と論じたのである。なぜなら、市場の機能や企業の決定は、社会的に重大な帰結をもたらす「権力

行使」であるからである。

ダールらと新自由主義勢力の主張との違いは次のように敷衍することもできよう。すなわち、西ドイツで一九八二年の社会民主党と自由民主党の連合政権が崩壊したのは（すでに見たように）自由主義的な政党であり続けた自由民主党が、経済政策をめぐる社会民主党と対立して政権から離れたからであり、それ以降自由民主党はキリスト教民主／社会同盟と協力して積極的な新自由主義政策を実行してきた。新自由主義勢力は、経済危機に直面すると、公的領域の「量的な」再定義を行なおうとした。すなわち、団家の責任範囲の縮小による企業活力の回復である。福祉予算の削減や年金改革はそうした行動の例である。彼らにとつては、その支持基盤からいってもイデオロギー的においても公的領域の「質的」再定義などは自身のものではなく、むしろその量的縮小を主張し、企業と市場の競争による活力回復に最大の優先権を与えることにより次第に市場の強化に手を貸したのである。一九八二年の西ドイツにおける政権交替は、こうした文脈で捉えられるべきである。しかしながら、リベラリストのこうした方向性はダールらが主張する方向性とは真つ向から対立するものとなっている。企業の役割をめぐって経済デモクラシーを追求する論者と新自由主義者との間で生じた論争こそ、まさに本論文第一章で、「フレクシビリティ」の追求がより深い政

治的論争を招いた」と論じたことだったのである。

## (2) 西ドイツにおける一九八〇年代の政治的展開

産業の再編成の進め方に関する論争の西ドイツにおける展開は、労働時間短縮問題をめぐって行なわれた。労働組合は、自己の主導権の下で企業に圧力をかけて失業問題を解決しようとし、雇用者はそうした圧力からより自由に企業経営を行なうて企業の国際競争力の回復を図ろうとしたのである。

一九八四年に成立した論争に関する初めての労使間「妥協」は、双方がそれぞれ勝利と主張したことにも見られるように微妙な妥協であった。労働組合は週労働時間を三八・五時間とするという譲歩を得たが、雇用者団体は週あたり労働時間の取り決めは中央レベルで一括してコントロールするのではなく、企業別で企業内部の個々の雇用者と事業所委員会の協議と責任のもとで実施するという、フレキシブル化を勝ち取ったのである。

両者の妥協はスムーズに実行に移されたが、この妥協は、労働組合側が雇用者の再編成ヴィジョンを大枠で受け入れたものとなった。というのは、新しく労使関係の中心となった事業所委員会は、法的制約によって企業の投資決定や新テクノロジーの導入、生産組織の再編といった決定に当初から参加することはできず、むしろすでに企業によって決定された

方向性を調整／修正することしかできないばかりでなく、内部労働市場の成熟がコストを外部的につつ協調的な労使関係の下で、企業の競争力の確保に自ら積極的に向かおうとするからである。それゆえに、分権化された交渉システムは企業内労使双方が企業の競争方向上のために協力する形態となる一方で、企業の市場競争力に労働者の利益が結び付けられることによって、企業にとって必要であるならば人員整理などを「社会計画」の名の下で合意の上で実行するという保守的なシステムとなっている。

一九八六年の労働法改正闘争もこうした傾向を、政権の側が強制する試みであったということが出来る。すなわち、企業経営者が労使関係の安定化のために唯一容認できる事業所内交渉システムを労使関係の基軸に置くことによって、巨大な政治力を背景にしたナショナルレベルの労働組合が自己の団体交渉能力を利用して産業再編成に関与することを困難にさせるために、労働法の改正を試みたのである。

一九八〇年代半ばまでこうした政治的展開は、一九七〇年代のマクロコーポラティズムとは異なった新たな妥協の局面を開いた。しかしながら、一九八〇年代半ばに労使双方の厳しい対立のすえ成立し、それを政府から強制された新たな妥協形態としての分権化は、企業内部で熟練労働者を中心とするコア労働者が企業の国際競争力の維持のために雇用者に協

力する一方で、必要とあれば（様々な補償つきとはいえ）合意のうえで周辺労働者の解雇などを実行するという事態が、協調的で安定的な労使関係の下で行なわれるというきわめて保守的な形態となりつつあるのである。

ドイツにおける労使交渉の分権化は、イギリスなどのように社会のすみずみでの爆発的な労働争議の頻発と社会混乱を引き起こすことがなかったばかりでなく、むしろスムーズに実行されその後の労使交渉を安定化させて企業の国際競争力回復に寄与したが、失業という社会的排除の構造を定着させてしまったのである。

### (3) 企業の社会的権力の強化

個人の社会的存在に関して公的なコントロールが次第に事実上の重要性を失っていく一方で、他方で私的利益にそった企業レベルでの交渉と決定が個人の社会的地位や所得、そして将来の社会福祉上の権利などの配分を決定するようになっていく。企業は得られる利潤の考慮をもとに、どの被雇用者グループが新たな特権的地位を獲得し、どのグループを排除するかという決定を私的に行なう存在としてその決定力を巨大化させつつある。

労働組合は、「フレキシブル」生産という新たな事態に直面して確かに戦略の転換を行なった。しかしながら、当初は一

種の「階級戦略」として「連帯」を唱えて労働時間の短縮を提起した労働組合は、雇用者と新自由主義政権の企業別の交渉形態を模索する圧力に加え、組織内部の分断や下からの圧力を前に、妥協を受け入れることとなった。しかし、労働組合が「労働側の勝利」と主張したその妥協の形態は、雇用者が提起した「フレキシブル生産」の枠組を大筋で認めるものであった。すなわち、中央レベルの労使交渉は大まかな枠組だけを決定するものにすぎず、実施方法は企業内部で雇用者と事業所委員会の協議に権限を委譲する、というものである。労働組合のイニシアティブは、事業所委員会を通じた影響力行使といった形で実際には認められるが、その事業所委員会における組合の代表形態は産業や企業ごとに多様であるばかりでなく、限定的な法的制約下にあるため、交渉は要求の穏健化をもたらしつつ、企業内部のコア労働者の利益の保持を至上命題のものとしつつある。労使関係の二重システムは確かに（西）ドイツの労使関係と政治経済の安定化を維持し続けてきたが、同時にこの時期労働組合の代表する利益が次第に包括性を失っていくというコストを払わなければならなかったのである。

社会の進歩と平等化の推進をその存在根拠とする、おそらく最大の社会集団である労働組合は、この時期自己の影響力範囲を狭めるばかりでなく、新たな勢力の結集の核になるこ

とも失敗してきた。労働時間の短縮によって失業問題の解決と「労働生活の人間化」を同時に可能にするという要求は、伝統的な社会民主主義のイデオロギーであった産業成長主義からの脱却と新たなアイデンティティの獲得を意味しており、労働組合がエコロジ勢力やフェミニズム勢力との広範な社会連合形成の可能性を高めるものであった。また、輸出主導戦略の放棄は他国の労働者との競争と対立という危険性を生むことなくEC統合の基本理念としうる可能性をも秘めていた。こうした連合形成の基軸には「社会と共存可能な(技術)」という意味での資本の「合理性」に対する政治の優越という理念上の基礎が置かれており、この意味で労働運動が新たな社会形成の基軸となりうる可能性を示唆するものであったのである。しかしながら、労働組合が妥協した産業再編成の基本理念は、企業の競争力の回復を基軸とするものであった。連合形成の可能性はこうして断られたのである。

それゆえ、新しく成立した「妥協」の構図は、経営者と一部の特権的な労働者との妥協の構図となっている。交渉を通じて生産過程への労働者の関与は企業の境界線を超えるものではない。この妥協は社会全体にわたる妥協ではなく、その背後には失業という形での社会的排除の形態が構造化されている。マクロレヴェルでの調整メカニズムを欠いた社会は、一方で職業を求める労働者が大量に失業している中で労働の

強化が進行するという不合理なものとなつて<sup>(18)</sup>。(西)ドイツ社会は、景気循環の波を一度かぶるたびに失業者を次々と放出しながら、次第にきわめて非効率で不平等な社会になりつつある。

#### (4) 経済民主主義の説得力の低下

国際経済の融合化とテクノロジの高度化を前提とした「フレクシブル生産」は現代社会を根本的に変容させようとする力学であつたが、第一部で強調したように、その力学は危険性ばかりでなく潜在的な可能性をも提起するものであつた。その帰趨は政治的な論争と対立、戦略の交錯と妥協の産物であり、歴史的には未決定(contingent)なものである。労働組合のヴィジョン「労働時間の短縮による失業問題の解決」という戦略は、雇用のヴィジョン「企業の競争力回復」と比べて論理的に劣るというわけでは決してない。この意味において、一九八〇年代の西ドイツで「経済民主主義」の可能性と説得力はたしかに存在したのである。

しかしながら、新しい社会構成原理と社会連合形成を模索した(西)ドイツ左翼は、その試みに明らかに失敗した。その帰結は、労働組合を一部の特権的労働者の代表組織へと囲い込んで労働者の間に対立を持ち込むものであつた。また同時に左翼の失敗は、他の社会勢力との連合へ向かうのではな

く対立と分極化へと導いた。一部でいわれるように、このような対立や分極化は必然的に——あるいは「文明的に」——生じたものであるということはできない。むしろ、対立と分極化は政治的に後から作り出されたものであり、その可能性が次第に遠のいた後に対立が必然であつたように見えるということにすぎないのである。

政治のこうした展開が、西ドイツにおける「経済民主主義」の説得力を低下させている。この関係は決して逆ではない。一九八〇年代に労働組合がその代表利益の包括性を狭めるばかりでなく、労働者と市民の間に新たな対立を持ち込んだとするなら、一体だれが企業の社会権力に挑戦しようとするのか——。「連帯」が存在しない中で「平等」はいかに達成されるというのか——。こうした疑問はしだいに意味を失いつつある。かわつて登場し始めたのは、個人の自己責任をすべて最終的な根拠にする新自由主義的な立場である。経済デモクラシーと新自由主義勢力が企業の役割という点をめぐつて対立していたということは、一方の説得力の低下が他方の説得力の強化をもたらすという表裏一体の関係にあることを示唆しているが、その帰趨を決するのは論理的な優劣ではなくむしろ現実政治の展開なのである。そして、一九八〇年代の西ドイツの政治経済の展開は、企業の社会権力を強化して経済デモクラシーの説得力を低下させながら他方で新自由主

義勢力の説得力を高める過程となつていたのである。

企業の社会権力が次第に巨大化して「経済デモクラシー」の必要性はますます増大しているにもかかわらず、逆に企業の自立性の高まりがその説得力を次第に低下させていく、というディレンマに満ちた状況がドイツで進みつつある。「統一」によつてますます失業が増大する中で、労働者の「連帯」や社会の平等、正義といった観念が失われつつあるとするならば、ドイツ本国ばかりでなくヨーロッパや世界にとつて二十一世紀はどのような時代になるのだろうか。

## 脚注

### 第三部

- (1) 佐々木 毅「苦悶する民主政」『ゆらぎのなかの社会科学』(岩波書店、一九九三年)
- (2) *Ibid.*, p. 92.
- (3) John Rawles, *A. Theory of Justice* (Harvard University Press, 1971). (矢島監訳『正義論』紀伊國屋書店、一九七九年)
- (4) Karl Hinrichs, Claus Offe and Helmut Wiesenath, "The crisis of the welfare state and alternative modes of work redistribution", in *Thesis Eleven* (vol. 10:11, 1984, 1985).
- (5) S. P. Huntington, *The Governability of Democracy* (1975). (綱貫譲治監訳『民主主義の統治能力』(サイマル出版会、一九七六年)

- (6) K. Hinrichs, C. Offe and H. Wiesenenthal (1984, 1985) *op. cit.*
- (7) Ronald Dworkin, "Liberalism", in S. Hampshire (ed), *Public and Private Morality* (1978).
- (8) Robert Dahl, *A Preface to Economic Democracy* (1985), idem, *Democracy and Its Critics* (Yale University Press, 1989).
- (9) Samuel Bowles and Herbert Gintis, *Democracy and Capitalism: Property, Community and the Contradictions of Modern Social Thought* (Basic Books, 1986).
- (10) *ibid.*, pp. 5-6.
- (11) *ibid.*
- (12) R. Dahl (1985, 1989) *op. cit.*
- (13) *ibid.*, Chap. 23, Steven Lukes, *Power: a radical view* (Macmillan, 1974).
- (14) こうした課題は規範的な問題であるというよりも、すでに一九八〇年代の先進各国で現実に関わっていた問題であったといえる。Wolfgang Streeck, "Inclusion and succession: Questions on the boundaries of associative democracy", in *Politics and Society* (vol. 20, no. 4, 1992).
- (15) スウェーデンの福祉国家は、市場での個人の業績を強く反映した保守的な構造となっている。それゆえ、失業は現在の不安ばかりでなく将来の公的福祉の質（将来の不安）に關連してくる。Gøsta Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism* (Princeton University Press, 1990), Claus Offe, "Smooth consolidation in the West German welfare state: structural change, fiscal policies and populist politics", in Frances Fox Piven, *Labor Parties in Postindustrial Societies* (Polity Press, 1991).

- (16) P. Katzenstein (1989) *op. cit.*
- (17) 労働運動と他の社会勢力との連合の可能性と失敗について、Philippe Schmitter, "Five reflections on the future of the welfare state", (vol. 16, no. 4, 1988).  
ヨーロッパの統合過程は各国の政治の展開と密接に結びついてきたが、一九八〇年代の産業と政治の再編成の進展の中で、次第にEUの統合の当初の目的であったはずの労働／社会領域での統一政策の可能性は遠のいていった。ヨーロッパ各国における左翼／労働運動の利益の統一性は失われてきているからである。Wolfgang Streeck and Philippe Schmitter, "From national corporatism to transnational pluralism: Organized interests in the single European market", in *Politics and Society* (vol. 19, no. 2, 1991). ユーロ労働運動の対応については、Wolfgang Streeck, "More Uncertainties in Industrial Relations" (vol. 30, no. 1991).
- (18) Streeck (1988) *op. cit.*
- (19) Ulrich Widmaier, "Organizational power and distributional conflict within OECD nations", in *European Journal of Political Research* (vol. 15, 1987). リベラルな「秩序」が非効率と不平等をもたらすのは、社会全体のウェルフェアでの調整システムを欠くからである。Colin Crouch, "Conditions for trade union wage restraint", in L. Lindberg and C. Maier (eds), *The Politics of Inflation and Economic Stagnation* (The Brookings Institution, 1985), Wolfgang Streeck, "Skills and limits of neo-liberalism: the enterprise of the future as a place of learning, in *Work, Employment and Society* (vol. 3, no. 1, 1989).
- (20) 利益の個人主義化が進む中で連帯、平等を扱った刺激的な研究

と云うが Ulrich Beck, "Jenseits von Stand und Klasse? Soziale Ungleichheiten, gesellschaftliche Individualisierungsprozesse und die Entstehung neuer sozialer Formationen und Identitäten", Soziale Welt, 34, no. 1, また同様の分脈で労働組合の転換を論じた研究として Wolfgang streek, "Vielhaft und Interdependenz: Überlegungen zur Rolle von intermediären Organisationsen in sich ändernden Umwelten", Kölner Zeitschrift für Soziologie und sozialpsychologie 39, no. 3.

## 〔付記〕

本論文は、一九九四年に筑波大学に修士論文として提出された論文に全般的に手を加えたものです。論文審査の主査で指導教授の進藤榮一先生と、副査をお引き受けくださった辻中豊、真柄秀子両先生、さらに審査会で厳しいコメントを寄せてくださった社会科学研究所政治学専攻の諸先生方に感謝いたします。そして、すべてのきっかけを与えてくれた木下忠昭さんに心からのお礼を申し上げます。

一九九五年十月三十日 大黒太郎

(社会科学研究所四年 指導教官：進藤榮一)